

2024年11月6日

各 位

会社名 SCSK 株式会社
 代表者名 代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭
 (コード番号: 9719 東証プライム)
 問合せ先 広報部長 清水 一政
 (TEL. 03—5166—1150)

**ネットワンシステムズ株式会社(証券コード: 7518)に対する
 公開買付けの開始及び資金の借入れに関するお知らせ**

SCSK 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、本日付の取締役会決議により、以下のとおり、ネットワンシステムズ株式会社(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場、証券コード:7518、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)、本新株予約権(「本新株予約権」の定義については、下記「2.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」をご参照ください。)及び本米国預託証券(「本米国預託証券」の定義については、下記「2.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」をご参照ください。)を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、公開買付者は、本取引(「本取引」の定義については、「1.買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの概要」をご参照ください。)に要する資金の確保のため、資金の借入れを行うことを決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

I 本公開買付けについて

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日付の取締役会決議により、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者は対象者株式及び本新株予約権のいずれも所有しておりません。

(注 1) 公開買付者が対象者から報告を受けた、本日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです(各新株予約権の名称については、下記「2.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」の「②新株予約権」にて定義します。以下同じです。)

本新株予約権の名称	本日現在の個数(個)	目的となる対象者株式の数(株)
-----------	------------	-----------------

2012 年度新株予約権	44	4,400
2013 年度新株予約権	56	5,600
2014 年度新株予約権	104	10,400
2015 年度新株予約権	100	10,000
2016 年度新株予約権	148	14,800
2017 年度新株予約権	84	8,400
2018 年度新株予約権	57	5,700
2019 年度新株予約権	52	5,200
2020 年度新株予約権	62	6,200
2021 年度新株予約権	139	13,900
合計	846	84,600

本公開買付けに際して、公開買付者は、本日付で、対象者との間で本取引の実施に向けた対象者と公開買付者の協力に関する事項及び経営統合に関する事項を定めた経営統合及び公開買付けに関する契約（以下「本経営統合・公開買付け契約」といいます。）を締結しております。なお、本経営統合・公開買付け契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

公開買付者は、対象者の完全子会社化を企図しているため、本公開買付けにおいて 52,960,600 株（所有割合（注2）：66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（52,960,600 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（52,960,600 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（52,960,600 株）については、対象者が本日公表した「2025 年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。）に記載された 2024 年9月 30 日現在の発行済株式総数（80,308,700 株）に、本日現在残存する本新株予約権の数の合計である 846 個の目的となる対象者株式の数（84,600 株）を加え、対象者第2四半期決算短信に記載された 2024 年9月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（952,407 株）を控除した株式数（79,440,893 株、以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に係る議決権の数である 794,408 個に3分の2を乗じた数（529,606 個、小数点以下を切り上げ）に対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（52,960,600 株）としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できず、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法第 309 条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

（注2）「所有割合」とは、対象者潜在株式勘案後株式総数に対する対象者株式の割合（小数点

以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。

対象者が本日付で公表した「SCSK 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けへの応募を推奨し、本米国預託証券の所有者の皆様に対しては、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、住商情報システム株式会社(1969年10月に住商コンピューターサービス株式会社という商号にて住友商事株式会社(以下「住友商事」といいます。)の子会社として設立され、1989年2月に東京証券取引所市場第二部に上場、1991年9月に東京証券取引所市場第一部に市場変更、1992年10月に住商情報システム株式会社に商号変更した情報サービス事業者)を存続会社とし、株式会社CSK(1968年10月にコンピューターサービス株式会社という商号にて設立され、1982年6月に東京証券取引所市場第二部に上場、1985年3月に東京証券取引所市場第一部に市場変更した独立系の情報サービス事業者)を消滅会社とする合併により、2011年10月に誕生した「グローバルITサービスカンパニー」であり、現在東京証券取引所プライム市場に上場しております。

公開買付者は、「夢ある未来を、共に創る」という経営理念の下、自らが変革に挑み、さらなる進化を遂げ、日本経済や産業をITで支え、ITを通して新たな価値を創出し、顧客や社会が求める未来を「共に創る」という共創の精神を発揮することで、技術力やサービス品質、顧客満足度、人材や経営品質に至るあらゆる面で社会から一流と認められる「ITサービス業界のリーディングカンパニー」を目指しております。

公開買付者のグループは、公開買付者、連結子会社29社及び持分法適用関連会社3社(以下「公開買付者グループ」といいます。)より構成され、「産業IT」「金融IT」「ITソリューション」「ITプラットフォーム」「ITマネジメント」及び「その他」の報告セグメントに係る事業の連携により、ITコンサルティング、システム開発、検証サービス、ITインフラ構築、ITマネジメント、ITハード・ソフト販売、BPO(注1)等のサービス提供を行っております。

公開買付者グループは、経営理念「夢ある未来を、共に創る」の下、社会課題の解決に貢献することで持続的な成長を目指す「サステナビリティ経営」の考えを経営の中心に据えています。また、サステナビリティ経営を推進するための羅針盤として、2020年4月に経営理念の実践課題として重

要な事項を「7つのマテリアリティ」として示すとともに、公開買付者の中長期的に目指す姿として「グランドデザイン2030」を策定しております。「グランドデザイン2030」の中では、「共創 IT カンパニー」という企業像を掲げており、これは、公開買付者グループの人的資本の向上をもって、顧客やパートナー、社会との共創(注2)を推進し、各種の課題を解決すべく、新しい価値を提供し続ける企業グループの姿を現しています。また、共創 IT カンパニーの実現に向けて、「総合的企業価値(注3)の飛躍的な向上」「売上高1兆円への挑戦」という二つの企業経営の方向性を示しています。

公開買付者グループが目指すこの「グランドデザイン2030」の実現に向け、2023年4月には、「中期経営計画(FY2023-2025)」を策定し、「お客様や社会に対して新しい価値を提供し続けるための事業分野・事業モデルの再構築」、そして「社員の成長が会社の成長ドライバーと認識した上での社員一人ひとりの市場価値の常なる最大化」により、総合的企業価値を飛躍的に向上すべく、具体策としての3つの基本戦略(基本戦略1:事業シフトを断行、基本戦略2:成長市場において、市場をリードする事業を推進、基本戦略3:社会との共創による「次世代デジタル事業」を創出)を推進しています。

現在、公開買付者グループが属する国内企業向けの IT サービス市場は、緩やかながら堅調な市場成長が見込まれると考えておりますが、市場成長の源泉たる IT サービス需要は、社会のデジタル化の急激な進展に伴い、従来型の ICT(情報通信技術)需要から、デジタルビジネス化を図るシステム刷新、業務自体のモダナイゼーション(業務及び業務プロセスの革新)、さらには持続可能な社会の実現に向けた事業変革ニーズへと大きく変化していくと認識しております。公開買付者グループはこの事業環境変化に能動的に対応し、社会のデジタル化を主導する IT サービス企業としての戦略的ポジションを確立する必要があると認識しております。

これまで公開買付者は、「グランドデザイン2030」で掲げる共創 IT カンパニーの実現に向け、中長期的な社会・市場・先端技術動向等を見据えた持続的成長を目指すにあたり、社内資本を最大限活用した自律的成長を追求することに加えて、外部との連携、パートナーシップ等を通じた事業ポートフォリオの革新、事業基盤の強化が極めて重要な要素となるものと考え、その機会を追求して参りました。

公開買付者は、長年、顧客と真摯に向き合い、また IT パートナーとして顧客に寄り添うことを企業文化としており、幅広い業種・業界におけるアプリケーション開発の経験、実績を有しておりますが、一方では、「グランドデザイン2030」の実現、そして社会のデジタル化のリーダーたるためには、先端デジタル技術の開発・活用・応用により注力した上で、技術ドリブンな事業を展開すべく、公開買付者の事業構造そのものの抜本的革新を図らねばならないと課題認識しております。

公開買付者は、この事業構造の転換においては、アプリケーション領域(注4)での先端技術利活用力のさらなる向上に加えて、公開買付者の事業ポートフォリオ構成上、顧客ベースや各種の技術リソースが不足している IT インフラ領域(注5)における先端技術を活用する事業基盤の強化・高度化が必須と考えております。現状、ネットワークやセキュリティ分野におけるインテグレーションケイパビリティ(設計・構築・テスト・導入までの一連のプロセスにおける対応力)は限定的であり、アプリケーション領域と IT インフラ領域が有機的に繋がった事業展開は一部に留まっている状況であります。今後、デジタル技術進化に伴う社会の IT サービス需要の質的变化の中、格段に求められると考えられる両領域が一体となったサービス提供について、当該サービスを行う事業基盤が十分に備わっていないという戦略的事業課題があると認識しております。

(注1)「BPO(Business Process Outsourcing)」とは、企業のさまざまな業務を外部業者として受託するサービスを指します。

(注2)「共創」とは、公開買付者単独ではなく、お客様、パートナー、社会と共に、新たな価値を生み出すプロセスを指します。

(注3)中期経営計画(FY2023-FY2025)にて、「成長戦略としてのサステナビリティ経営」を実践し、2030年共創 IT カンパニーの実現を目指すために、公開買付者グループが本質的な企業力として目指す価値を意味し、「経済価値」と「社会価値」「人的資本価値」等の非財務要素を包含した企業価値を指します。

(注4)「アプリケーション領域」とは、IT インフラ上で動作する、業務システム、モバイルアプリケーション、ウェブアプリケーション等のソフトウェアやプログラムを指します。

(注5)「IT インフラ領域」とは、アプリケーションの動作を支える基盤となる技術領域を指します。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、コンピューター・ネットワークの黎明期である1988年2月に、国内初のネットワーク専門インテグレータとして設立され、顧客企業の事業活動や社会課題の解決の基盤となるネットワークの構築事業を開始したとのことです。2001年12月に東京証券取引所市場第一部に株式を上場し、その後、2022年4月の東京証券取引所における新市場区分への移行を経て、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者は「人とネットワークの持つ可能性を解き放ち、伝統と革新で豊かな未来を創る」というパーパスのもと、ネットワークに強みを持ち、インフラ領域に特化したインテグレータとして、ICT業界において独自のポジションを確立してきたとのことです。最先端のインフラ製品(ハードウェア・ソフトウェア・クラウドサービス・AI基盤)を対象者独自の知財・知見をもとに評価し、エンタープライズ事業・通信事業者事業・パブリック事業・パートナー事業を事業領域としており、お客様のICT基盤の設計、構築から保守、運用までのライフサイクル全般を支援しているとのことです。対象者の主要事業(セグメント)の特徴は次のとおりとのことです。

(i)エンタープライズ事業:製造業、非製造業、国内金融機関、外資系企業など、大手民間企業を対象として事業を展開しているとのことです。クラウドを含むICT基盤全体を整備・最適化することで、情報活用や働き方改革・コスト削減を通じた顧客の競争力強化を支援しているとのことです。

(ii)通信事業者事業:通信事業者・インターネットサービスプロバイダ(ISP)の所有する通信網の構築を中心に事業を拡大してきたとのことです。近年は、お客様が通信網とあわせて提供するクラウドやセキュリティ関連のサービス基盤の構築などを手掛けているとのことです。

(iii)パブリック事業:主に地方自治体、文教、社会インフラを提供する企業や病院を対象として事業を展開しているとのことです。公的情報などに対するセキュリティの強化や、投資コストを最適化する共通基盤の整備を行っているとのことです。

(iv)パートナー事業:情報システムを一括して請け負うシステムインテグレータとの協業を通じた商品・サービスを販売する再販ビジネスを展開しているとのことです。

対象者の属するICT業界において、サステナビリティを強く意識した経営が求められているとのことです。対象者においてもサステナビリティに係る方針として、「優れたネットワーク技術」「マルチベンダ対応」「お客様との共創」から生まれるICTの目利き力と知見を磨き、社会価値と経済価値を創出するサービスを提供することで持続可能な社会への貢献と対象者の持続的成長を両立することを掲げてきたとのことです。一方でICT業界を取り巻く昨今の環境変化に目を向けると、AIやIoT、量子コンピュータ等の先端テクノロジーが社会実装されていく中で、高品質かつ安全なネットワークインフラが必要不可欠な状況となっており、デジタル化の需要が高まる中、社会課題の解決に貢献できるビジネスこそ商機があると捉え、対象者の特徴を活かしてさらなる成長発展を目指しているとのことです。

このような事業環境を踏まえ、上記パーパスを実現するために、対象者は、「我々は、一人一人が卓越した専門性と高い倫理観を持つプロフェッショナルであり、社会とお客様の課題解決に貢献する」をミッション、及び、「ネットワークのリーディングカンパニーとしての高い誇りを持つ」、「ネットワンならではの付加価値を創出し、継続した成長を実現する」、「絶え間ない自己研鑽で心と技術を鍛える精鋭集団であり続ける」、「幅広いステークホルダーへの責任を果たすため、適切な収益構造を維持する」という4つのビジョンを設定し、「世界最高水準のネットワーク技術」と、市場環境・最先端技術・お客様の実課題から中立的な立場で最適解を導く「目利き力」、そして、複数の製品とサービスを組み合わせる「インテグレーション力」を併せ持つことにより、これまで最適なシステム的设计・構築と導入後の利活用を考慮したサービス提供の実現に努めてきたとのことです。なお、対象者の企業文化としては、ネットワーク業界のパイオニアとして常に顧客及びパートナーに対して真摯に寄り添うことを基本としながらも、「自ら考えて行動する」ことを掲げているとのことです。

具体的には、5つの企業文化、即ち、1) チームで価値を生み出す文化、2) サポートし合う文化、3) チャレンジを楽しむ文化、4) 目的志向の文化、5) リスクに向き合う文化を醸成させて定着すべく取り組んでいるとのこと。

また、対象者は、パーパスの実現に向けて、上記ビジョンについて中長期的な対象者の経営ビジョン・方向性を示す「2030年のありたい姿」を策定しているとのこと。例えば、「ネットワークのリーディングカンパニーとしての高い誇りを持つ」というビジョンに対しては、2030年において、模範的な企業、先進的な取組を行う企業として社会に認められていることを目指しているとのこと。同様に、「ネットワンならではの付加価値を創出し、継続した成長を実現する」というビジョンに対しては、社会、市場、お客様の課題解決のため、市場ニーズに合わせた付加価値を創出し、事業領域の拡大や知財の活用により新たなビジネスを生み出すことを目指しているとのこと。

対象者では、昨今の本邦の急速な市場・経済環境の変化や技術革新に迅速に対応しつつ、「パーパスの実現」及びその通過点である「2030年のありたい姿」の実現のための具体的なロードマップを策定することが、経営・執行上の重要な検討事項であると考えたとのこと。このような検討を進める中で、対象者が保有する経営資源を活用して既存事業を成長させる従来からの手法だけでなく、資本業務提携等による非連続的な成長の必要性についても検討するに至ったとのこと。

このような状況の下、2023年9月中旬の公開買付者及び対象者の経営陣間における将来的な事業構想及び戦略についての初期的な意見交換を踏まえ、2023年10月上旬以降、公開買付者及び対象者は、複数回にわたり、両社が経営統合を実現した場合に想定される競争優位性、並びに市場・業界への影響について、継続的に議論を重ねて参りました。このような中、公開買付者は、対等の精神に基づく経営統合を行い、対象者と一体となって事業運営をし、両社が有する事業基盤を活用することで、短期的には、相互に取引がない顧客に対するクロスセルなど事業シナジーの追求を図ることが可能であり、中長期的には、今後、デジタル技術進化に伴う社会のITサービス需要の質的变化の中、格段に求められると考えられるアプリケーション領域とITインフラ領域が一体となったサービス提供を行う事業基盤が十分に備わっていないという戦略的事業課題を解決できる可能性があり、デジタル化がもたらす、あらゆるヒト・モノ・コトがつながる社会において、高度かつ最新のITインフラサービス技術とアプリケーションサービス技術を活用したソフトウェアエンジニアリングサービスの融合により、ネットワーク・セキュリティ・クラウドからデータ活用等のアプリケーションの提供までを一体化したデジタルサービスの展開並びに日本の経済発展と社会課題の解決に貢献する、ITサービス業界の雄となる新たな企業体へ発展できる可能性があると考えに至りました。この考え方は、対象者との議論で対象者から提示された「ITデジタルプラットフォームカンパニー」の考え方と方向性は同様であり、両社が一緒に事業に取り組むことで双方が単独では実現することが難しい新しい価値の創出が実現できる可能性があるとの判断に至りました。上記を背景として、公開買付者は、2023年11月下旬に、対象者との資本業務提携の可能性やその方法等に関する本格的な検討を開始いたしました。

その後、2024年2月下旬、公開買付者は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)から、対象者の今後の更なる成長を実現させるための戦略的パートナー選定に関して、第一次プロセス(以下「本第一次プロセス」といいます。)を行うこと、及び対象者の成長を促進し得る補完的な強みを持つ1社として公開買付者を本第一次プロセスに招聘する意向であるとの連絡を受けました。なお、対象者プレスリリースによれば、本第一次プロセスには、公開買付者を含む3社の事業会社が参加したとのこと。

公開買付者は、これまでの対象者との議論を通じて、将来的な事業構想の親和性が高いとの考えを強める中において、本取引は公開買付者と対象者の企業価値向上に資すると考え、2024年2月下旬に本第一次プロセスへの参加を決定しました。

また、公開買付者は、2024年3月上旬に、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を選任しました。公開買付者は、大和証券からも適宜助言を受けつつ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を通じて受領した2025年3月期から2027年3月期までの3期分の対象者の事業計画(以下「本事業計画」といいます。)を基に第一次意向表明書提出に向けた検討を行い、2024年4月30日、公開買付者は本取引を行う旨の第一次意向表明書を提出しました。

その後、対象者プレスリリースによれば、対象者は、第一次意向表明書の内容について対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の確保の観点から慎重に検討を行い、公開買付者を第二次プロセス(以下「本第二次プロセス」といいます。)に参加させることを認める決定をしたとのことであり、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を通じて、対象者から、2024年7月26日に、本第一次プロセスを通過させることとした旨の連絡及び本第二次プロセスへの参加が認められる旨の通知を受け、本第二次プロセスに参加することとなりました。また、本第二次プロセスにおいて、2024年7月下旬から同年9月上旬まで、対象者に対するビジネス、財務、税務、法務、人事、IT等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との面談を実施し、公開買付者グループと対象者との間の事業シナジーの創出に向けた具体的な施策及び公開買付者による対象者の完全子会社化後の経営方針等について更なる分析及び検討を進めて参りました。なお、対象者プレスリリースによれば、本第二次プロセスには、公開買付者を含む2社の事業会社が参加したとのことです。

かかる検討・プロセスの結果、2024年9月下旬に、公開買付者は、公開買付者と対象者の経営の理念及び企業文化に対する考え方は非常に親和性が高いこと、また対象者との経営統合により、以下に記載のとおり、ネットワーク・セキュリティ・ITインフラ領域とアプリケーション領域が一体となった他に類を見ない圧倒的な特徴を持ち、競争優位なポジションを確立することができる事業グループの誕生が可能であると判断いたしました。これにより、持続的成長に繋げるとともに、公開買付者及び対象者の企業価値の最大化が実現できると確信いたしました。なお、対象者が本第二次プロセスの結果公開買付者を選定した理由については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 本件プロセスの実施」をご参照ください。

公開買付者は、経営に対する公開買付者及び対象者の考え方・目指す姿は、非常に親和性が高いものと認識しております。対象者は、志・大義であるパーパスにおいて「人とネットワークの持つ可能性を解き放ち、伝統と革新で豊かな未来を創る」、使命であるMissionにおいて、「我々は、一人一人が卓越した専門性と高い倫理観を持つプロフェッショナルであり、社会とお客様の課題解決に貢献する」と掲げております(注6)。一方で、公開買付者は、経営理念として「夢ある未来を、共に創る」、その理念実現に向けた3つの約束として、「人を大切にします。」「確かな技術に基づく、最高のサービスを提供します。」「世界と未来を見つめ、成長し続けます。」を掲げております(注7)。公開買付者は、両社には、「人」の能力を最大限に活かし、「技術」を高め、「未来」に貢献していく、という根底にある考え方において、相通じるものがあると考えております。

また、対象者が中期経営計画終了時点で目指している5つの文化の定着(これら5つの文化とは、「チームで価値を生み出す文化」、「チャレンジを楽しむ文化」、「目的志向の文化」、「サポートし合う文化」、及び「リスクと向き合う文化」を指すとのことです。)は、まさに、公開買付者の行動指針である「Challenge: 未来を変える情熱を持ち、常に高い目標を掲げ、挑戦する」、「Commitment: お客様に対し、社会に対し、責任感を持ち、誠実に行動する」、及び「Communication: 仲間を尊重し、心を通わせ、チームワークを発揮する」と重なる部分が多くあります。さらには、対象者は、2024年統合報告書にて、「企業理念浸透は、企業理念への「共感」のフェーズを経て、共に理念に基づく行動をとり、その行動がネットワらしい文化となって社外から認知・評価される「共鳴・共振」のフェーズに入っていきます」と語っておりますが、公開買付者も、現代表取締役社長が2022年4月に社長就任した際、全社員向けメッセージにて、「私たちは社会に必要とされ、社会の役に立つ企業グループにならなければならない。多様な幸福感を求める皆さんお一人おひとりを支援しつつ、同時に組織として社会に役立つという当社グループの役割を果たす、この二つを同時に成し遂げた

い。そのために大切なことは、役職員すべてが、会社全体として当社グループの役割を果たすべく、経営理念、事業ビジョン、つまりは組織の存在意義、目指す姿に“共感”することと語りかけ、目指す企業グループ像の実現に向けて「共感経営」の推進を打ち出しております。このことから、公開買付者は、両社は企業文化としても親和性が高い上に、両社トップの経営観も共通項が多いものと認識しております。

(注6) 対象者 HP の企業理念(<https://www.netone.co.jp/company/philosophy/>)から引用しております。

(注7) 公開買付者 HP の経営理念(<https://www.scsk.jp/corp/vi.html>)から引用しております。

公開買付者は、対象者との経営統合により中長期的に、先端デジタル技術を活用するソフトウェアエンジニアリングサービスの展開により、個人、企業そして社会が先端デジタル技術を自在に活用できる世界の実現に貢献していきたいと考えております。公開買付者においては、システムインテグレーション事業等の現中核事業の必要な変革、並びに高度化を行い、加えて、業務コンサルテーション力の強化や先端デジタル技術力の育成に取り組み、対象者の有するネットワークインテグレーション技術がさらに高度化された状態の基盤の上に、先端デジタル技術を活用するソフトウェアエンジニアリングサービスを構築し、次世代の中核事業として国内外にて展開することを予定しております。これらの事業は、システムインテグレーションとネットワークインテグレーションを組み合わせ、公開買付者と対象者の両社が一体となることで強みを出せる領域と考えており、今後、様々な形をもって提起される社会課題に対して、新たな価値を提供することで解決を図り、社会のデジタル化をリードできると考えております。

公開買付者は、また、対象者との経営統合により、統合後の企業グループが目指す事業構想の実現に向け、具体的に以下の3つの注力事業を推進することで、先進性、成長性、収益性を更に向き上げ、社会課題に対して新たな価値を提供し、社会のデジタル化をリードする企業へと進化を図り、企業価値の最大化が実現できるものと確信しております。

(ア)ソフトウェアシステムの開発基盤・自動生成機能を付加した「デジタルインフラ PaaS 事業」

企業顧客向けに、データセンターサービス・サーバ・オペレーティングシステム(OS)・ミドルウェア(注8)の提供に加え、ネットワーク・セキュリティ・ストレージ・データ活用基盤(注9)等のあらゆるコンピューティングリソースを一括して供給可能とするプラットフォームサービスを提供いたします。システム開発基盤として、固有のデータベースを活用する生成 AI を組み込み、特定顧客や特定産業を対象とする専用のノーコード・ローコード開発基盤機能(注10)も提供し、顧客の内製化要求にも対応するハイブリッドクラウド PaaS/IaaS サービス(注11)を展開します。対象者が保有するネットワークの仮想化技術、マルチクラウド・ハイブリッドクラウドの環境構築・運用支援の経験・技術・知見を活用し、当事業の実現が可能となると考えております。

(注8) 「データセンターサービス・サーバ・オペレーティングシステム(OS)・ミドルウェア」とは、IT インフラ領域における以下の機能・サービスを指します。

データセンター: データを管理、保存、処理を行うための専用施設。サーバ、ストレージ、ネットワーク機器等が設置されており、企業がデータを安全に保管、効率的に処理するための施設。

データセンターサービス: データセンターが提供する様々なサービスを指す。当該サービスには、ウェブサイトやアプリケーションをクラウド上で提供するために必要なサーバやインフラを提供するホスティングサービスから、サーバやインフラの設定や管理・監視等を行うマネージドサービス、ハイパースケーラーへの接続サービス等が含まれます。

サーバ: コンピュータ・ネットワークにおいて、他のコンピュータ(クライアント)に対してサービスやリソースを提供するコンピュータ又はソフトウェア。

オペレーティングシステム(OS): コンピュータのハードウェアとソフトウェアリソースを管理し、アプリケーションソフトウェアに共通のサービスを提供するシステムソフトウェア。

ミドルウェア: オペレーティングシステム(OS)とアプリケーションソフトウェアの間に位置し、異なるアプリケーションやサービス間の通信、リソースの管理等を支援するソフトウェア。

(注9) 「ネットワーク・セキュリティ・ストレージ・データ活用基盤」とは、IT インフラ領域における以

下の機能・サービスを指します。

ネットワーク: コンピュータやデバイス間のデータ通信を可能とするシステムやインフラストラクチャ。

セキュリティ: データやシステム等の資産を不正アクセスや攻撃から守るための手段やプロセス。

ストレージ: データを保存するためのシステムやデバイス。

データ活用基盤: データの収集、保存、分析、活用を支援するためのシステムやインフラストラクチャ。

(注 10) 「ノーコード・ローコード開発基盤機能」とは、システム開発案件において、標準部品や追加部品、設計情報を適切に設定することで、プログラミングの専門知識がなくても、高品質・短納期での開発を実現する基盤を指します。

(注 11) 「ハイブリッドクラウド PaaS/IaaS サービス」とは、それぞれ以下を指します。

ハイブリッドクラウド: パブリッククラウドとプライベートクラウドの両方を組み合わせて提供／利用するモデル。

PaaS サービス: アプリケーション開発・テスト・ディプロイなどに必要な機能を提供するプラットフォームサービス。

IaaS サービス: サーバ、ストレージ、ネットワーク等の物理的なインフラをクラウド上で仮想的に提供するプラットフォームサービス。

(イ) 業務にかかる専門知見と先端デジタル技術を活用する「オフリングサービス事業」

製造業や金融業等の特定産業をターゲットに、各産業の共通業務にかかる業務機能要求に対応する生成 AI の活用や、自らの知的財産を含むデジタルソリューションを集積し、アプリケーションシステム間の API 連携機能の高度化、及びネットワーク・データセキュリティ・IT インフラリソースが高度化された基盤上で、最善の組み合わせと云える業務ソリューションを顧客に提供いたします。特に、顧客事業のあるべき姿を未来像からバックキャストで捉えることのできる業界専門性を有した業務コンサルティング能力を具備・活用した上で、顧客の事業革新を能動的に誘導するデジタル事業・業務プロセスのオフリングサービスを展開いたします。また、オフリングサービスに連なる展開として、公開買付者グループが有するビジネスプロセスアウトソーシング事業により、顧客のビジネスプロセスモダナイゼーションの実現を支援、実行するサービスを提供します。当事業の実現に際し、対象者のネットワーク、セキュリティ商材が、オフリングサービスに拡充されることにより、顧客に提供可能となるソリューションの付加価値を格段に上げることができるものと考えております。

(ウ) 「データインテグレーション・利活用プラットフォームサービス事業」

高度なデータドリブン経営を可能にする、各種事業データの統合管理分析基盤、データインテグレーション基盤をネットワーク・IT インフラサービスも統合したプラットフォームサービスとして展開し、ビッグデータ分析機能を付加した上で特定企業内の多様な事業データにかかる高度な経営活用を実現いたします。

モビリティ・ヘルスケア・エネルギー等多種多様な産業・事業をターゲットとした上で、当該プラットフォームサービスを異業種の複数企業に対し業種横断的に展開します。企業内を超えた、企業間、異業種間でセキュアなネットワーク接続・エネルギー制約を考慮した基盤制御技術の上に蓄積されるビッグデータを用いて企業・産業間の連携を図るエコシステムを構築し、既存事業の高度化はもとより、新規の事業開発、さらには新産業の創生等ビッグデータを利活用するに貢献するサービス事業を展開いたします。当事業の展開において、対象者のネットワークインテグレーション技術が優位性の源泉になるものと考えます。

また、公開買付者は、本取引により、公開買付者及び対象者にとって、具体的には以下のシナジー効果及びメリットがあると想定しております。公開買付者としては、以下のようなシナジー効果及びメリットを最大化し、戦略的意義を実現するためには、対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより、対象者の少数株主との利益相反のおそれを排して、一貫した経営方針の下で対象者が事業運営を行うとともに、対象者において必要な施策を適時に実行するための迅速な意思

決定を可能とする観点から、対象者を公開買付者の完全子会社とすることが不可欠であると考えました。また、対象者における本取引によるシナジー効果及びメリットの発現は、本取引を通じて対象者を完全子会社とする公開買付者にとっても、対象者を含めた本取引後の公開買付者グループとしての企業価値の向上につながると考えております。

(i) 公開買付者の主要顧客に対し、新たな顧客関係性に基づく新たな顧客戦略を遂行し、アプリケーションから IT インフラまで統合したサービスを提供し、また、共通する顧客に対し、顧客内シェア拡大による戦略的な IT サービスパートナーとしてのポジションを確立

(ii) 公開買付者の 8,000 社の顧客基盤に対する、対象者のネットワークインテグレーションサービスを中核とする IT インフラサービスの展開による事業拡大

(iii) 対象者のエンタープライズ市場における主要顧客に対する、公開買付者グループのシステム開発・保守・運用サービス提供による事業拡大及び公開買付者データセンターと対象者のセキュリティ技術を組み合わせた高度化されたマネージドサービスの提供

(iv) 対象者が得意とするパブリック市場顧客(自治体、教育委員会、独立行政法人等)に対する、公開買付者グループのソリューション(ヘルプデスク、BPO 等)の組み合わせによるサービス提供及びパブリック市場向けアプリケーションサービス開発による新たな事業領域の開拓

(v) 対象者のネットワーク・セキュリティ技術(設計・構築)と公開買付者の住友商事グループ向けに提供してきたセキュリティ運用・監視の人材・ノウハウ、SIEM(注 12)を中心としたサービスの組合せによる総合的なセキュリティ領域全体を一気通貫でカバーするサービス提供による事業拡大

(vi) 対象者及び公開買付者の物販事業の統合による、主要ベンダーに対する購買力向上による原価低減及び業務プロセス統合による効率化

(vii) 対象者の取り扱うグローバルスタンダード製品(注 13)やインテグレーション力と公開買付者のグローバル事業基盤を組合せたアジア市場への事業展開

(viii) 公開買付者の米国拠点における先端技術リサーチ機能・コーポレートベンチャーキャピタル機能と対象者の IT インフラ領域における先端技術、サービスに対する目利き力の組合せによる、商材発掘力、事業開発力の強化

(ix) 両社の知見・知財の統合による、アプリケーション・インフラ垂直統合モデル等の新たなデジタルサービスの開発、及び新たな市場に向けた共同展開

上記(i)～(v)の事例として、統合 IT インフラ運用サービス分野におけるシナジーが期待されます。サーバを中心とした公開買付者のインフラ運用サービスに、対象者のネットワークレイヤーサービス(注 14)を組み合わせることで、サーバ、ネットワーク、セキュリティ、データセンター等の IT インフラ領域全般にわたる構築及び一体化した総合 IT インフラ運用サービスをワンストップで顧客へ提供することが可能になると考えております。公開買付者の IT インフラ運用サービス事業の主要顧客のうち、対象者と重複のない顧客に対してそのような総合 IT インフラ運用サービスを展開する予定です。

また、(iii)(v)の事例として、セキュリティ・ネットワークサービス分野におけるシナジーが発揮できると考えております。具体的には、公開買付者と対象者は、ネットワーク・セキュリティ機器、運用サービスにおいて、各種製品・サービスを取り扱う主要ベンダーと強固な取引関係、及び同製品・サービスに関する高度なノウハウ・実績を有しており、統合により強まる業界におけるポジショニングを活用し、業界・顧客規模別の統合セキュリティサービスを提供する予定です。加えて、主要ベンダーにおいても、一気通貫サービスを提供可能なプレゼンスの高いパートナーへ進化して参

る予定です。

(iv)のパブリック市場向けにおいては、特に、地方自治体向けビジネスにおけるシナジーとして、対象者が得意とする地方自治体顧客に対し、公開買付者グループの地方自治体向けサービス(医療従事者の働き方改革支援サービス、デジタル地域通貨発行支援サービス、プレミアム付きデジタル商品券運用サービス等)を展開し、サービスラインナップを拡充した新たな事業を開拓して参る予定です。

(注12)「SIEM(Security Information and Event Management)」とは、セキュリティ情報の統合的な管理を行うためのシステムを指します。

(注13)「グローバルスタンダード製品」とは、世界中で広く認識され、共通の基準や品質を持つ製品を指します。

(注14)「ネットワークレイヤーサービス」とは、ネットワーク機器の調達、及びネットワークの設計・構築・保守・運用を含むサービスを指します。

上記の検討の結果を踏まえ、公開買付者は、2024年9月27日付で対象者に対して、本公開買付けを実施した場合における対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)等の諸条件について、公開買付者において2024年7月下旬から2024年9月上旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスを踏まえた法的拘束力のある提案として、(i)対象者の発行する全株式を対象とした完全子会社化を企図した公開買付けを実施し、(ii)本公開買付価格を対象者株式1株当たり4,400円(提案実施日の前営業日である同月26日の終値3,631円に対して21.18%(小数点以下第三位四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値(%)において同じです。)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値3,526円(小数点以下四捨五入。以下終値株価の単純平均値(円)において同じです。))に対して24.79%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値3,197円に対して37.63%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,988円に対して47.26%のプレミアム)とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)を1円とし、本米国預託証券に表章される本米国預託株式に係る対象者株式1株当たりの本公開買付価格を4,400円とする最終意向表明書(以下「本提案書」といいます。)を提出しました。本提案書に対し、公開買付者は、対象者から、2024年9月30日に、本公開買付価格について、本公開買付けに賛同表明及び応募推奨を行う上で対象者が想定している価格水準から大きく乖離していると考えられることから、再検討するよう要請を受けました。

対象者からのかかる要請を受けて、公開買付者は、対象者に対し、2024年10月4日に、対象者株式1株当たりの本公開買付価格を4,500円(提案実施日の前営業日である同月3日の終値3,517円に対して27.95%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値3,567円に対して26.16%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値3,243円に対して38.76%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値3,024円に対して48.81%のプレミアム)とする提案を書面で行いました。

そして、公開買付者は、対象者から、2024年10月7日に、同日から2024年11月6日までの間、公開買付者との間で独占的に本取引に関する協議及び交渉を行うことを約束する旨の通知を受けました。

そして、公開買付者は、2024年10月17日に三菱UFJモルガン・スタンレー証券を通じて、本提案書に対する本特別委員会(下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。)からの、提案に至った背景、提案の目的、取引ストラクチャー、経済条件、本取引実施後の経営方針及び資金調達方法に関する質問事項を受領しました。当該質問事項を踏まえ、公開買付者は、本特別委員会に対して2024年10月23日付で質問事項に関して、本「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」乃至下記「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の内容を説明する回答を提出し、同日付で本特別委員会に対する説明を行いました。

また、公開買付者は同日、対象者から本公開買付価格の再検討を依頼されました。さらに、公開買付者は同月24日にも、本特別委員会より、インタビューを通じて、改めて本公開買付価格に関して検討するよう要請されました。これに対し、公開買付者は同月28日に、対象者に対し、本特別委員会からの本公開買付価格の引き上げの要請を受けた上での検討結果としても、依然として本公開買付価格を4,500円からさらに引き上げることは困難である旨を回答しました。

その後、公開買付者は、対象者及び本特別委員会から、2024年11月5日、本公開買付価格を4,500円とすることに応諾する旨の連絡を受けました。

以上のような協議・交渉を経て、公開買付者は、本日付の取締役会決議により本公開買付けの実施及び本経営統合・公開買付契約を締結することを決定いたしました。なお、本経営統合・公開買付契約の詳細については下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、以下のとおりとのことです。

(ア) 検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、中長期的な観点から対象者の企業価値を最大化する施策についての検討を行ってきたとのことです。2022年10月以降2023年11月下旬に至るまで、3社の事業会社(以下「本件パートナー候補」といいます。)から、それぞれ異なるタイミングで、対象者に対して、対象者との資本業務提携等について関心が示され、協議の申入れや初期的な提案があったとのことです。関心を示した各本件パートナー候補の提案の具体性、関心の度合いや範囲、検討の深度等には差があったものの、対象者は、公開買付者を含む各本件パートナー候補との間で対象者の経営陣との経営方針に関するディスカッションの機会の提供や、実務者間での協議等を行ってきたとのことです。対象者は、公開買付者との間では、2023年9月中旬に両社の経営陣間における将来的な事業構想及び戦略についての初期的な意見交換を行った後、2023年10月上旬以降複数回にわたり、両社が経営統合を実現した場合に想定される競争優位性、並びに市場・業界への影響について、継続的に議論を重ねてきたとのことです。

このような状況の中、対象者は、2023年12月1日付で、本件パートナー候補のうちの1社(当該事業会社は公開買付者ではないとのことです。)から、対象者株式の非公開化を含む一定の具体性のある戦略的提案を書面により受領したことを踏まえ(但し、この時点で具体的な買付価格は示されていなかったとのことです。)、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」(以下「企業買収行動指針」といいます。)に則り、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の確保の観点から各本件パートナー候補から比較検討可能な材料を収集し、もって各本件パートナー候補からの戦略的提案及びスタンドアローンでの経営を含めた戦略的選択肢の比較検討を行うプロセス(以下「本件プロセス」といいます。)を実施することが妥当であると判断し、本件プロセスを開始することとしたとのことです。そこで、対象者は、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するとともに本件プロセスの対応を行うべく、2024年2月上旬、本件パートナー候補及び対象者から独立した対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選任し、また、本件パートナー候補及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして、2023年10月以降、対象者に対して助言していた長島・大野・常松法律事務所を2024年2月上旬以降も引き続き起用することとしたとのことです。また、スタンドアローンによる企業価値向上を含む戦略的選択肢の検討等のためのアドバイザー体制のさらなる強化を図る目的で、過去に対象者の中期経営計画の策定の支援を行った株式会社QuestHub(以下「QuestHub」といいます。)を2024年4月中旬に、本件パートナー候補及び対象者から独立したストラテジック・アドバイザーとして選任したとのことです。

また、対象者は、本件プロセスを検討するにあたり、本取引はマネジメント・バイアウトや支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、本件プロセスにおいて本件パートナー候補からは対象者株式の非公開化を伴う提案が行われることが予想されたことから、本取引に関する対象者の意思決定の恣意性を排除し、対象者の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、対象者の採り得る戦略的選択肢について検討し、そのうえで、取引の是非や取引条件の妥当性及び手続の公正性等について検討及び判断を行うことを目的として、公開買付者を含む本件パートナー候補及び対象者並びに本取引の成否から独立した立場で本取引及び本件プロセスについて検討及び交渉等を行うことができるための体制の構築を開始したとのことです。具体的には、対象者は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特

別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、同年2月中旬より、対象者の独立社外取締役により構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）の設置に向けて準備を進めたとのこと。そのうえで、同月28日、対象者取締役会における決議により、本特別委員会の委員の構成上、法務、会計、事業の各分野について見識のある社外取締役を選任することが妥当であるとの見地から、弁護士である伊藤真弥氏（対象者独立社外取締役）、公認会計士である野口和弘氏（対象者独立社外取締役、常勤監査等委員）及び対象者と同種の事業を営む会社で取締役を務めた経験を有する和田昌佳氏（対象者独立社外取締役）の3氏から構成される本特別委員会（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含みます。）、(ii)本取引の条件の妥当性（本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含みます。）、(iii)本取引の経緯（パートナー候補の選定プロセスを含みます。）の公正性、(iv)(i)～(iii)を踏まえ、本取引が対象者の一般株主にとって不利益でないか否か、(v)本取引が対象者株式、本新株予約権、及び本米国預託証券に対する公開買付けを伴う場合において、対象者取締役会が、①本公開買付けについて賛同意見を表明すること、②対象者の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けに応募することを推奨すること、③本米国預託証券の所有者に対して事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で本公開買付けに応募することを推奨すること、それぞれの是非（以下これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのこと。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、対象者取締役会の意思決定は、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとするを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i)対象者が本件パートナー候補との間で行う交渉について、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保すること、(ii)本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、対象者の費用負担において独自のアドバイザーを選任し、又は対象者が選定したアドバイザーを承認（事後承認を含みます。）すること、及び必要に応じて当該アドバイザーから専門的助言を受ける権限を付与すること、並びに(iii)本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を対象者の役員やアドバイザーから収集又は受領する権限を付与することを決議したとのこと。なお、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、長島・大野・常松法律事務所及びQuestHubについて、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれ、対象者のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関、リーガル・アドバイザー及びストラテジック・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会は、各アドバイザーから必要に応じて専門的助言を受ける旨を決定したとのこと。

(イ) 検討・交渉の経緯

対象者は、上記「(ア) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、2023年12月に、本件パートナー候補の一部から、対象者株式の非公開化を含む一定の具体性のある戦略的提案を受領したことを踏まえ、企業買収行動指針に則り、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の確保の観点から、各本件パートナー候補から比較検討可能な材料を収集し、もって各本件パートナー候補からの戦略的提案及びスタンドアローンでの経営を含めた戦略的選択肢の比較検討を行うことが妥当であると判断し、本件プロセスを開始することとしたとのこと。

対象者は、2024年2月29日より、いずれも事業会社である3社の本件パートナー候補に対し、本件パートナー候補が対象者に対して関心を寄せた背景及び目的、想定取引ストラクチャー、取引の経済条件、取引実施後の経営方針、並びに取引の対価の支払に係る資金調達方法等につ

いて記載した初期的意向表明書を提出するよう求める本第一次プロセスを開始したとのことです。対象者は、本第一次プロセスにおいて、本件パートナー候補に対する本事業計画の開示及び説明や本件パートナー候補による対象者へのインタビューを実施し、同年4月30日に、本件パートナー候補のうち公開買付者を含む2社から法的拘束力のない初期的意向表明書(以下「第一次意向表明書」といいます。)を受領したとのことです。公開買付者の提出した第一次意向表明書においては、法的拘束力のない初期的意向表明として、本公開買付価格を4,250円(同日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値2,644円に対して60.74%のプレミアム)とすることが含まれていました。

その後、対象者は、第一次意向表明書の内容について対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の確保の観点から慎重に検討を行うとともに、スタンドアローンでの経営との比較を含めた複数の戦略的選択肢の検討を行い、同年7月26日より、当該2社を対象として、法的拘束力のある最終提案書の提出等を求める本第二次プロセスを開始し、当該2社は、対象者グループに対する事業、財務・税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との対象者グループの詳細を理解するための面談を実施したとのことです。そして、同年9月27日に、当該2社のうち、公開買付者のみから、本公開買付価格を4,400円(同日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値3,563円に対して23.49%のプレミアム)とすることを含んだ法的拘束力のある最終提案書を受領したとのことです。

もっとも、同月28日に開催された本特別委員会における意見も踏まえ、対象者としては、最終提案書に記載された本公開買付価格は、対象者の想定する価格水準から乖離していることから、本公開買付価格の再検討を求めらるべきであるとの結論に至り、対象者は、公開買付者に対する交渉力を保持するために直ちに独占交渉権を付与することにはせず、本公開買付価格の再検討を求めたとのことです。これを受けて、公開買付者から、同年10月4日、独占交渉権が公開買付者に付与されることを前提として、本公開買付価格を4,500円(同日時点の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の株価終値3,568円に対して26.12%のプレミアム)とする旨の再提案を受けたことから、対象者は公開買付者に対し、同月7日、本取引の公表時期として対象者が想定していた同年11月6日までを独占交渉期間とする独占交渉権を付与することにしたとのことです。

その後、対象者は同年10月8日に、本公開買付価格は対象者の実現しうる本源的価値を反映しきったものとは評価できず、また、プレミアム水準にも鑑み、公開買付者に対して本公開買付価格の更なる引上げを求めたとのことです。しかし、対象者は同月21日に、公開買付者より、本公開買付価格の更なる引上げは困難であるとの回答を受領したとのことです。これを受けて、対象者は同月23日に、公開買付者に対して、本公開買付価格の再検討を求めたとのことです。加えて、本特別委員会より同月24日に、インタビューを通じて、公開買付者に対して改めて本公開買付価格に関して検討して欲しい旨を打診したとのことです。これに対し、公開買付者は同月28日に、対象者に対し、本特別委員会からの本公開買付価格の引上げの要請を受けた上での検討結果としても、依然として本公開買付価格を4,500円からさらに引き上げることは困難である旨を回答しました。

その後、対象者は2024年11月5日、公開買付者に対して、本公開買付価格を4,500円とすることに応諾する旨の回答を行ったとのことです。

以上のような協議・交渉を経て、対象者は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む公開買付者との間の本経営統合・公開買付契約の内容について合意に至ったとのことです。

そして、対象者は、2024年11月5日、本特別委員会から、(i)本取引の目的には合理性が認められ、本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められる旨、(ii)本取引の条件の妥当性(本取引の実施方法(本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。))及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、本スクイーズアウト手続を実施するという方法)や対価の種類)の妥当性を含みます。)が認められる旨、(iii)本取引の手続(本件パートナー候補の選定プロセスを含みます。)には公正性が認められる旨、(iv)(i)～(iii)を踏まえ、本取引が対象者一般株主(なお、ここでいう一般株主には、東京証券取引所所有価証券上場規程における「少数株主」を含みます。)にとって不利益でないことが認められる旨、(v)対象者取締役会が、①本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、②対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへ応募することを推奨すること、③本米国預託証券の所有者の皆様に対しては事

前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨すること、④本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の決議を行うことが、それぞれ相当である旨の答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです。(本答申書の概要については、「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

(ウ)判断内容

対象者は、本件プロセスを通じて、両社の経営トップを含む複数回の協議及び検討を重ねた結果、対象者の「2030年のありたい姿」を実現し、ひいては対象者の企業理念・パーパスの達成に大きく寄与すると判断し、本取引の実施に至ったとのことです。このような判断に至った主な理由は次のとおりとのことです。

- (i) 両社のパーパス・企業理念及び企業文化の親和性が極めて高いこと
- (ii) 両社は既にそれぞれシステムインテグレーション領域・ネットワークインテグレーション領域のリーディングカンパニーとして夫々が業界内で確たる地位を築いている一方で、両社が融合することで、お互い単独では実現が難しい新しい価値創出を更に加速することができることの共通認識を持つことができたこと
- (iii) 合併を見越した本件プロセスの先には両社一体となり、日本有数のICTのリーディングカンパニーとして同業界の未来の発展を目指していくといった今後の大きなビジョン・方向性にも共感を持てたこと
- (iv) 本取引は、両社の一体化を経て売上約7,000億円規模のグループ企業として業界内のプレゼンスを一気に高めると同時に、今後の業界の再編や成長を先導していくことにより、将来的には売上1兆円規模の圧倒的なリーディングカンパニーに到達するための足掛かりとなること

これらに加えて、両社間で具体的なシナジーの検討を進める中で、以下の短期・中期的な期待効果を見出すことができたことから、本取引は、「2030年のありたい姿」の実現に資するものであり、ひいては企業価値の向上につながるものであるとの結論に至ったとのことです。なお、本取引によって生じるディスシナジーについて特に重大なものは認識していないとのことです。

短期・中期的な期待効果:

I. 展開する市場・顧客の拡大:

公開買付者は製造業・金融等のエンタープライズ顧客に強みを有する一方で、対象者はエンタープライズのみならず公共、通信事業者、パートナーとの取引も行っており、対象者と公開買付者では得意とする市場や顧客の特性が異なっているとのことです。本取引により、両社の既存顧客に対して相互の顧客紹介やサービスの相互提案等を実施することで、さらなる価値の提供が可能であると考えているとのことです。

II. 顧客のICTインフラの支援を強化するサービスラインの強化:

本取引により、顧客のICTインフラのライフサイクルを支援するPBOOモデルの強化につながり、これまでよりも幅広い領域での顧客課題解決を一気通貫で支援することが可能になると考えているとのことです。具体的には、両社プロダクト、ソリューションの相互補完によるサービスラインの強化を実現できるものと考えているとのことです。また、サービスラインの強化、補完関係だけでなく、両社の運用実績をもとにした独自のコンサルティングを作り上げていくことで、今までにないユニークな価値提供が目指せるものと考えているとのことです。また、両社の知見融合による研究開発、新商材の発掘、サービス開発により、単独ではなしえない新しい価値を生み出すサービスライン強

化も実現できると考えているとのことです。

III. テクノロジー領域の拡大:

対象者と公開買付者では得意とするテクノロジー領域が異なっており、相互補完の関係にあるとのことです。本取引により、対象者の持つインフラストラクチャー及びネットワーク領域の技術と、公開買付者のシステムプラットフォーム及びアプリケーション領域の技術を組み合わせる垂直統合により、フルラインナップでのサービス提供が可能となることで、提供する顧客価値が向上すると考えているとのことです。また、両社のテクノロジー領域の融合により、ICT 利活用の場面をさらに広げられるものと考えているとのことです。

IV. 経営の効率化:

対象者のパートナー事業の活用また両社の統合による主要ベンダーに対する購買力向上、両社プロダクト、ソリューションの統合による共通化、社内ITシステムの共通化・効率化、また、両社のコーポレート部門のノウハウを統合することにより経営の効率化が図れるものと考えているとのことです。

V. イノベーションの創発:

公開買付者及び対象者の得意とするテクノロジー領域は異なるものの、従前より新規技術やビジネスの発掘に対して積極的である点では共通しているとのことです。両社が有する知見や米国含めたビジネス開発・リサーチ拠点、更には対象者イノベーションセンターなどが連携することで顧客・ビジネスパートナー含めた共創活動を促進し、新たなイノベーションを創発することで日本のICT業界の活性化に貢献できるものと考えているとのことです。

VI. 人材育成の機会:

これらの期待効果の発現の過程により、今後の経営環境に求められる人材の効果的な育成及び獲得も実現できるものと考えているとのことです。

また、スタンドアロンでの経営との比較では、対象者はスタンドアロンでの経営においても対象者のパーパスである「人とネットワークの持つ可能性を解き放ち、伝統と革新で豊かな未来を創る」を実現できると考えているものの、公開買付者と共に本取引を進める方がパーパスをより発展的に実現できると判断したとのことです。具体的には、対象者と公開買付者の両社が対等の精神に基づく経営統合を行うことで、垂直統合によるサービス提供をしながらデジタルプラットフォームの活用が促進され、結果として、社会、日本、そして顧客のデジタル化を一気通貫でリードする企業を目指すことが可能になると考えているとのことです。

また、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件については、(a)下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 本件プロセスの実施」に記載されている本件プロセスの実施を経て得られたものであり、対象者は、複数の本件パートナー候補から、対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保したところ、本第一次プロセスで受領したものを含めて、公開買付者が提示した提案と比べて、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様にとって有利な条件を提示する候補先は存在しなかったこと、(b)本取引の条件の形成過程においては、本件プロセスを通じた交渉・協議の結果として、本公開買付価格については合理的な金額の上積みが実現されており、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたこと、(c)本公開買付価格については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者株式に係る株式算定結果のうち、(i)市場株価分析に基づく算定結果のレンジを上回る価格であること、(ii) 類似企業比較分析に基づく算定結果のレンジを上回る価格であること、(iii) ディスカウン

テッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、その中点を上回ること、(iv)経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「公正M&A指針」といいます。)を公表した2019年6月28日以降に公表された公開買付け事例(非公開化を前提とした公開買付けのうち、取引前の対象会社PBRが1倍以上の事例。但し、自己株式の公開買付け、いわゆるディスカウント公開買付け及び交渉開始時である2024年9月末時点で成立していない公開買付けを除きます。)109件におけるプレミアム水準の中央値は、公表日の前営業日の終値に対して40.13%、公表前営業日から過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して39.80%、公表前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.66%、公表前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して42.62%となっており、本公開買付価格のプレミアム水準は、同種事例と比較すると必ずしも高い水準にあるとまではいえない一方で、対象者株式の株価が上昇局面にあり、公表3営業日前の終値において年初来高値を記録しているように足元の対象者株式の株価の変動幅が大きいことを考慮すると、対象者株式の直近の株価のみで検討するよりも、より長期間を考慮して考えることが適切であると考えられることから、本公開買付価格のプレミアム水準は、他の公開買付け事例のプレミアム水準と比較すると不合理な水準とはいえないこと、(v)近時の日経平均株価の上昇も背景に、2024年の公開買付けの成立案件においては、プレミアム水準が相対的に低い案件が増加しており、プレミアム40%未満の事例が5割程度、プレミアム30%未満の事例が2~3割を占めていることからすると、本公開買付価格は、直近の公開買付け事例に照らし、相応のプレミアムが付された価格であるといえること、及び(vi)対象者の直近3年間の終値最高値である3,970円及び場中最高値である4,010円を超える水準であること、(d)本新株予約権買付価格を1円とすることについても、本新株予約権は、対象者及び対象者の子会社の役員員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使期間内において、対象者及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除きます。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ権利行使することができることとされているところ、本新株予約権者のうち行使条件の充足により本新株予約権の行使を予定している者は存在せず、また、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないことを踏まえれば、不合理とはいえないこと、並びに、(e)日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいて本米国預託証券の取得を行うにあたり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であること、また、本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式1株当たりの買付け等の価格は、本公開買付価格と同額に設定されていることからすれば、本米国預託証券及び本米国預託株式の取扱いや本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式1株当たりの買付け等の価格について不合理な点はないこと等を踏まえ、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であると判断したとのことです。

以上より、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けへ応募することを推奨し、本米国預託証券の所有者の皆様に対しては事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、上記対象者取締役会における決議の方法は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認」をご参照ください。

(エ)算定に関する事項

(i)算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公正性を担保するための措置として、対象者及び公開買付者を含む本件パ

ートナー候補から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、2024年11月5日付で株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)」といいます。)を取得したとのことです。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

(ii)算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上で、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社との比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためDCF分析を、それぞれ採用して、対象者株式の株式価値算定を行っているとのことです。なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	3,166 円～3,574 円
類似企業比較分析	2,670 円～4,237 円
DCF分析	4,026 円～4,944 円

市場株価分析では2024年11月5日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値3,574円、直近1ヶ月間の終値単純平均値3,545円、直近3ヶ月間の終値単純平均値3,444円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値3,166円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,166円～3,574円までと算定しているとのことです。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,670円～4,237円までと算定しているとのことです。

DCF分析では、本事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した、対象者が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて算定される企業価値に、対象者が保有する現金及び現金同等物の価値を加算する等財務上の一定の調整を行って、株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を4,026円～4,944円までと算定しているとのことです。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定に用いた本事業計画においては、大幅な増減益及び大幅なキャッシュフローの増減を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、本事業計画は、本公開買付けの実行を前提としたものではないため、本公開買付けにより実現することが期待されるシナジー効果については、本事業計画には加味していないとのことです。なお、対象者は、2024年8月6日公表の「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」において、2025年3月期の業績目標を連結売上高2,200億円、営業利益210億円として公表しているとのことです。一方、本株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の作成日時点において、足元の進捗を踏まえ計画値の軽微な修正を行っているとのことです。修正後の本事業計画について、本特別委員会においても、当該修正の内容及び過程の合理性を確認したうえで、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(イ)検討の経緯」に記載のとおり、修正後の本事業計画を本件パートナー候補に対して開示することを承認しているとのことです。

(注)三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる対象者株式の株式価値の分析は、本公開買付けに関する意見表明の検討にあたって対象者の取締役会の参考に資

するためのみに同取締役会に宛てたものとのことです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本公開買付けに関する一切の対象者若しくは公開買付者の株主の行動又は本取引に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使若しくはその他の行動に関して意見を述べたり、また、本取引への賛同を推奨したりするものでもないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び既に公開されている情報等をそのまま採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、2024年11月5日(以下「基準日」といいます。)時点で得られる最善の予測と判断に基づき対象者により合理的に作成されたことを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等は全て取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等の取得には、本取引に重大な悪影響を及ぼすような遅延が生じず、また、かかる許認可、同意等には、本取引に重大な悪影響を及ぼすような制限又は条件が付されないことを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務に関するアドバイザーではないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務に関する問題については独自の検証を行うことなく、対象者及び対象者の法務、会計、税務アドバイザーによる判断に依拠しているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者及び対象者の関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、基準日までの上記情報を反映したものであり、基準日現在における経済、金融及び市場その他の状況、並びに基準日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。基準日以降に生じる事象が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び本株式価値算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本株式価値算定書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。本株式価値算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありませんとのことです。本株式価値算定書に記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、対象者の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引に関し、対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定とのことです。なお、手数料の相当な部分の受領は、本取引の公表・完了を条件としているとのことです。

(iii) 本新株予約権に係る算定の概要

対象者は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していないとのことです。なお、本新株予約権については、対象者及び対象者の子会社の役員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使期間内において、対象者及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(嘱託社員を除きます。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ権利行使することができることされており、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないこと等を考慮し、公開買付者は、本新株予約権買付価格についてはいずれも1円としております。

(iv) 本米国預託証券に係る算定の概要

本米国預託証券については、1個につき対象者株式1株の所有権を表章するものであるところ、

本公開買付けにおいては、本米国預託証券自体の応募の受け付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受け付けを行うこととしていることに鑑み、本米国預託証券の買付け等の価格は、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡すことにより交付を受けることとなる対象者株式について、当該対象者株式1株当たりの買付け等の価格を、本公開買付け価格と同額である4,500円と設定しております。

③ 本公開買付け後の経営方針

(a) 事業戦略について

対象者は、ネットワークインテグレーション事業を中心に業界内でリーディングポジションを確立しており、公開買付者の有するアプリケーション開発技術、及び双方の顧客基盤を融合することで、ITインフラ領域がさらに強化され、また、ITインフラからアプリケーションまでを一括してサービス提供することが可能となり、統合後の企業グループの事業価値の向上が比較的短期間において図れるものと考えております。なお、下記「6. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、公開買付者及び対象者は、本日付で、本取引に関して、本取引の実施に向けた対象者と公開買付者の協力に関する事項及び経営統合に関する事項を定めた本経営統合・公開買付け契約を締結しておりますが、本経営統合・公開買付け契約において、本取引実施後、速やかに、システムインテグレーション市場、ネットワークインテグレーション市場における両社が一体となった継続的な成長を目指し、両社のインフラ事業の統合・一体運営及びシナジーの効果発揮に向けた取り組みの実施に向けて協力することを合意しております。

また、両社は、両社の短期及び中長期の事業シナジーの追求にあたり、具体的には、両社社長が総責任者となり、両社から責任者を選任する、両社横断の「合同推進タスクチーム」を公開買付者の経営会議及び対象者の経営委員会の傘下に設置し、シナジー最大化に向けた戦略立案・連携を行うための協議を推進していくことを合意しております。加えて、公開買付者としては、中長期的な戦略的企業構想・事業戦略について、両社の経営陣にて検討、策定、合意して参りたいと考えております。

(b) 本取引完了後の公開買付者グループにおける対象者の位置づけについて

本取引完了後、対象者は公開買付者グループの中核的企業の一つを担う主要グループ会社となり、対象者の経営については、本取引実施前の経営を尊重し、従来どおりの強みを活かした事業運営に邁進いただくことを想定しており、本経営統合・公開買付け契約において、両社は、対象者の事業運営及び事業戦略について本公開買付けに係る決済完了後も対象者の既存の取り組みを最大限尊重するものとし、本公開買付けに係る決済完了後の対象者の事業運営及び事業戦略についての既存の取り組みの変更について公開買付者が要請した場合には、かかる変更について、両社の対等の精神に基づき、両社にて誠実に協議・検討することを合意しております。一方で、上記「事業戦略について」のとおり、シナジーを早期に発揮すべく、公開買付者との事業連携に向けた取り組みに着手することを想定しております。

なお、両社は、本構想を早期かつ確実に実現するためには、両社従業員の融合並びに両社事業の一体化が重要であるとの判断のもと、経営統合の具体的な方法として、本取引完了後に公開買付者と対象者にて、2026年4月を期日とする両社の合併についての検討を開始することを合意しております。

また、本取引実施後の対象者の商号については、公開買付者の子会社という位置づけの間は、対象者事業の重要性、対象者のこれまで築かれてきているブランド力等を勘案し、現行の商号を維持することを合意しております。また、公開買付者は、両社の子会社については、当面は、現行体制を維持することとし、将来的な戦略的企業構想及び子会社体制の在り方を両社で協議する中で、必要に応じて、再編も検討していく想定であります。

(c) 経営体制やガバナンスの考え方について

公開買付者は、対象者の経営体制について、本取引完了後の公開買付者の子会社という位置づけの間は、独立する企業として自律性、並びに対象者の現行の経営体制を最大限尊重しつつ、連結グループとしての一貫性あるガバナンス体制の構築を考えており、

既存の経営陣の方々には引き続き対象者の事業運営に関して主導的な役割を果たしていただくことを想定・期待しております。本経営統合・公開買付契約において、両社は、本公開買付けに係る決済完了後の対象者の経営陣並びにその他の取締役及び執行役員の構成・処遇については、両社の合併が実行されるまでの間は、対象者が提案を行い、かかる提案に基づき両社の経営陣で誠実に協議のうえ、公開買付者が対象者経営陣の意向も尊重した上で最終的に決定することとし、また、両社が合併することとなった場合には、対等の精神のもと、統合新会社の取締役及び執行役員の構成を含む統合新会社の経営体制について、両社の経営陣にて誠実に検討・協議するものとし、また、統合新会社の代表取締役については、両社がそれぞれ1名ずつ指名する方向で検討することを合意しております。なお、本経営統合・公開買付契約において、公開買付者は、本公開買付けに係る決済完了後、対象者と事前に誠実に協議のうえ、対象者の取締役を1名指名することができ、対象者は、公開買付者が指名する者の対象者の取締役への選任につき、必要な手続を履践することも合意しております。

また、本取引完了後、対象者の社長及び最高執行責任者の両名においては、公開買付者グループの経営にも参画いただくべく、公開買付者の経営会議に出席いただくことを合意しております。

(d) 従業員の雇用や処遇に関する方針について

公開買付者は、まだ「働き方改革」という言葉が広まっていない2012年に人的資本の基盤強化の第一歩として社員の健康を確保するための働き方改革に着手しました。当時、IT業界は典型的な労働集約型の産業と言われ、IT技術者の長時間労働をもって企業としての収益が拡大するという事業構造があり、それ故、長時間労働が常態化していました。2013年には、全社員の平均残業時間を月間20時間未満とする、年間20日の有休を完全取得するといった企業努力を実施、2015年には、健康経営の理念として、就業規則に「社員一人ひとりの健康は、個人やその家族の幸せと事業の発展の礎である。社員が心身の健康を保ち、仕事にやりがいを持ち、最高のパフォーマンスを発揮してこそ、お客様の喜びと感動に繋がる最高のサービスが提供できる」と定め、社員を真に大切にす経営に大きく舵を切りました。その後も、役職員の健康増進に向けた様々な施策を導入する等、社員が持てる能力を最大限発揮し、生産性高く、創造性豊かな仕事に取り組めるよう先進的な働き方改革を追求して参りました。

また、今日においては、健康経営を超えて、「働きやすさ」の追求に加えて「働きがい」の追求へと経営のステージをアップし、価値創出を通じた社会への貢献と働きがいを実感できる会社を目指した、Well-Being経営の実践に取り組んでおります。

公開買付者の中期経営計画におきましても、方針の一つに「社員の成長が会社の成長ドライバーと認識し、社員一人ひとりの市場価値を常に最大化する」と掲げております。ここで意図していることは、社員の能力を高められる事業・案件を常に選択し、成長できる場・環境を用意すること、また、社員が持つ能力を最大限に発揮できる事業分野・事業モデルを常に選択・構築することであり、また、この方針により高められた社員の市場価値を適切に評価・処遇する制度も並行して整備しております。

社員の雇用、処遇に関しては、両社社員一人ひとりの自律的な成長とお客様やパートナー、社会との共創による新たな価値創出を通じた働きがいとパフォーマンス向上を図り、両社が統合したからこそなし得る社会への貢献、社会課題解決をリードすることで存在感・市場価値を高め、それにより更なる処遇アップを実現し、社員が一流の技術力を有し、そして一流の報酬を得る、ITサービス産業の雄たる一流企業を目指していきたいと考えております。

なお、本経営統合・公開買付契約において、①公開買付者は、対象者グループをして、本公開買付けに係る決済開始日に対象者グループに在籍する従業員について、当該決済開始後3年間は、当該決済開始日における労働条件を総合的に勘案して実質的に下回らない労働条件にて雇用を原則として維持すること、②公開買付者は、本公開買付けに係る決済完了後においても、対象者グループにおける従業員のワークライフバランスの実現に向けた既存の取り組み、在宅勤務の活用やフレックス勤務・タイムセレクト勤務・変形

労働勤務等の勤務形態を通じた従業員による柔軟なワークスタイル、並びに、対象者グループにおける従業員に対する従前の人事考課の実績及びその評価方法について、最大限尊重するものとし、当該決済完了後において、公開買付者がこれらの変更を希望する場合には、両当事者(公開買付者及び対象者を意味します。以下同じです。)にて誠実に協議・検討すること、③両当事者は、両当事者が合併することとなった場合には、統合した新会社の人材登用に關し、対等の精神に基づき、出身母体にかかわらず優秀な人材を要職ポジションに登用すること、④両当事者は、両当事者間の合併による雇用条件の統一について、両当事者それぞれを出身母体とする者から構成される検討チームを立ち上げたうえで、誠実に協議のうえ検討することとし、両当事者は、当該検討にあたり、両当事者のそれぞれの雇用条件を最大限尊重し、統一後の雇用条件が双方の従業員にとってより好ましいものになるよう商業上合理的な範囲で最大限努力することを合意しております。なお、その他に現時点で決定している事項はなく、今後、公開買付者と対象者との間で協議しながら決定していく予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在、対象者は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジement・バイアウト(MBO)(注1)にも該当しません。公開買付者及び対象者は、公開買付者が本取引を通じて対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることを踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む取引条件の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施しました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

(注1)「マネジement・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2024年11月5日付で株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(大和証券)」)といたしました。なお、大和証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに關して重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置を踏まえて、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えており、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。また、本取引に係る大和証券の報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が一部含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に公開買付者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって大和証券が本取引の成否に關して少数株主と異なる重要な利害関係を有するものとは認められず、独立性が否定されるわけではないと判断しております。

本株式価値算定書(大和証券)の概要については、下記「2 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び「②算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買

付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(エ)算定に関する事項」の「(i)算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係」に記載のとおり、公開買付者を含む本件パートナー候補及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して、対象者株式価値の算定を依頼し、2024年11月5日付で本株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)を取得したとのことです。本株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の概要については、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(エ)算定に関する事項」の「(ii)算定の概要」をご参照ください。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者を含む本件パートナー候補及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)と同一の親会社をもつ会社であり、三菱UFJ銀行は、対象者に対して通常の銀行取引の一環として融資取引を行っておりますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によれば、法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。)第70条の4の適用法令に従い、ファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券と三菱UFJ銀行の間、及びそれぞれの社内において、弊害防止措置として、対象者に関する情報について厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施していることから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行の判断に影響を受けることなくファイナンシャル・アドバイザーとしての役務を提供しており、独立した立場で対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券と三菱UFJ銀行の間、及びそれぞれの社内における情報管理において厳格な情報管理体制が構築されていること等を踏まえ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を公開買付者を含む本件パートナー候補及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として選任したとのことです。本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として承認しているとのことです。また、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付け価格の公正性を担保するための措置を踏まえると、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対する報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合であっても対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断の上、上記の報酬体系により三菱UFJモルガン・スタンレー証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として選任したとのことです。

③ 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(イ)検討・交渉の経緯」に記載のとおり、公開買付者を含む本件パートナー候補及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、長島・大野・常松法律事務所は、公開買付者を含む本件パートナー候補及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、長島・大野・常松法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、長島・大野・常松法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない

とのことです。

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、下記の方法で特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得を行ったとのことです。

(ア) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ア) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、2023年2月28日に開催された取締役会における決議により、対象者及び公開買付者から独立した伊藤真弥氏(対象者独立社外取締役)、野口和弘氏(対象者独立社外取締役、常勤監査等委員)及び和田昌佳氏(対象者独立社外取締役)の3氏から構成される本特別委員会を設置したとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として伊藤真弥氏が選定されているとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されていないとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

その上で、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ア) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、取締役会における決議により、本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、対象者取締役会の意思決定は、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとするを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i) 対象者が本件パートナー候補との間で行う交渉について、事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保すること、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、対象者の費用負担において独自のアドバイザーを選任し、又は対象者が選定したアドバイザーを承認(事後承認を含みます。)すること、及び必要に応じて当該アドバイザーから専門的助言を受ける権限を付与すること、並びに(iii) 本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を対象者の役職員やアドバイザーから収集又は受領する権限を付与することを決議しているとのことです。

(イ) 検討の経緯

本特別委員会は、2024年2月28日より同年11月5日までの間に合計14回、合計約13時間にわたって開催されたほか、各会日間においても頻繁に電子メールやWeb会議等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。

具体的には、本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、長島・大野・常松法律事務所、及びQuestHubについて、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、それぞれ、対象者のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関、リーガル・アドバイザー及びストラテジック・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としても、必要に応じて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、長島・大野・常松法律事務所及びQuestHubから専門的助言を受けることを確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、対象者から本件パートナー候補からの提案内容に関する評価・検討状況等、本件パートナー候補との間の協議の内容について説明を受け、これらの点に関する質疑応答等を行うとともに、対象者に対して、対象者の経営方針等、非公開化・上場廃止に関する評価・検討状況、及び本取引に対する評価・検討状況等につき質問し、対象者より回答を受領しているとのことです。

さらに、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本取引の内容及び進捗状況等、株式価値算定の内容等、並びに本件パートナー候補との間の協議・交渉等の状況について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行っているとのことです。

加えて、本特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認した上で、本事業計画を本件パートナー候補に対して開示することを承認しているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者と公開買付者との交渉方針について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から意見を聴取した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言も踏まえて審議・検討を行い、対象者の交渉方針を確認したとのことです。

(ウ)判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、長島・大野・常松法律事務所から受けた法的助言、並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言並びに2024年11月5日付で提出を受けた本株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

(a)答申内容

- i. 本取引の目的には合理性が認められ、本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められる。
- ii. 本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法(本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。))及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、本スクイーズアウト手続を実施するという方法)や対価の種類)の妥当性を含みます。)が認められる。
- iii. 本取引の手続(本件パートナー候補の選定プロセスを含みます。)には公正性が認められる。
- iv. i～iiiを踏まえ、本取引が対象者一般株主(なお、ここでいう一般株主には、東京証券取引所有価証券上場規程における「少数株主」を含みます。)にとって不利益ではないと認められる。よって、本取引の一部である本スクイーズアウト手続に際してこれを承認する旨の取締役会決議を行うことは相当である。
- v. 対象者取締役会が、①本公開買付けに賛同の意見を表明すること、②対象者の株主に対しては、本公開買付けへ応募することを推奨すること、③本米国預託証券の所有者に対しては、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨すること、④本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行うことが、それぞれ相当である。

(b)答申理由

i. 本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含みます。)について

本特別委員会は、公開買付者及び対象者の経営陣による本取引の意義・目的に関する説明には合理性が認められると考える。また、公開買付者及び対象者の経営陣による本取引によるシナジー効果及びメリットに関する説明には合理性が認められ、かつ、本取引によって期待されるメリットを明らかに上回るデメリットが生じる具体的な可能性は特段認められない。加えて、経営統合の手法として対象者を公開買付者の完全子会社とするという手法についても特段不合理な点は見当たらず、また、スタンドアロンでの経営による企業価値向上との比較の観点においても、本取引の実施が定量面及び定性面の両面から上回ると評価することも合理的だと考える。

以上を踏まえ、本特別委員会において慎重に審議・検討をしたところ、本取引の目的には正当性及び合理性があると認められ、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると認められる。

ii. 本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法(本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。))及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、本スクイズアウト手続を実施するという方法)や対価の種類)の妥当性を含みます。)について

本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は、下記「⑥ 本件プロセスの実施」に記載されている本件プロセスの実施を経て得られたものであり、対象者は、複数の本件パートナー候補から、対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保したところ、本第一次プロセスで受領したものを含めて、公開買付者が提示した提案と比べて、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様にとって有利な条件を提示する候補先は存在しなかったことが認められる。

本特別委員会の設置及び関与、外部専門家からの専門的助言の取得等の公正性担保措置の実施を通じて、取引条件の形成過程において独立当事者間で企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されていたと認められ、また、本公開買付価格は、そのような状況下において、対象者が、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して公開買付者と真摯に交渉した結果を踏まえて決定されたものであると認められる。

本公開買付価格については、(i)市場株価分析に基づく算定結果のレンジを上回る価格であること、(ii)類似企業比較分析に基づく算定結果のレンジを上回る価格であること、(iii)DCF分析に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、その中点を上回ること、(iv)経済産業省が公正M&A指針を公表した2019年6月28日以降に公表された公開買付け事例(非公開化を前提とした公開買付けのうち、取引前の対象会社PBRが1倍以上の事例。但し、自己株式の公開買付け、いわゆるディスカウント公開買付け及び交渉開始時である2024年9月末時点で成立していない公開買付けを除きます。)109件におけるプレミアム水準の中央値は、公表日の前営業日の終値に対して40.13%、公表前営業日から過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して39.80%、公表前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.66%、公表前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して42.62%となっており、本公開買付価格のプレミアム水準は、同種事例と比較すると必ずしも高い水準にあるとまではいえない一方で、対象者株式の株価が上昇局面にあり、公表3営業日前の終値において年初来高値を記録しているように足元の対象者株式の株価の変動幅が大きいことを考慮すると、対象者株式の直近の株価のみで検討するよりも、より長期間を考慮して考えることが適切であると考えられることから、本公開買付価格のプレミアム水準は、他の公開買付け事例のプレミアム水準と比較すると不合理な水準とはいえないこと、(v)近時の日経平均株価の上昇も背景に、2024年の公開買付けの成立案件においては、プレミアム水準が相対的に低い案件が増加しており、プレミアム40%未満の事例が5割程度、プレミアム30%未満の事例が2~3割を占めていることからすると、本公開買付価格は、直近の公開買付け事例に照らし、相応のプレミアムが付された価格であるといえること、及び(vi)対象者の直近3年間の終値最高値である3,970円及び場中最高値である4,010円を超える水準であること等からすると、本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断される。また、本新株予約権は、対象者及び対象者の子会社の役員に対してストックオプションとして発行されたものであること等を踏まえると、本新株予約権買付価格を1円とすることについても不合理とはいえず、また、本米国預託証券及び本米国預託株式の取扱いや本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式1株当たりの買付け等の価格について不合理な点は見当たらない。

本取引は、その一段階目として、公開買付者が対象者の総議決権数の3分の2以上を取得することとなる株式数を買付予定数の下限に設定して本公開買付けを行い、二段階目として株式売渡請求又は株式併合による本スクイズアウト手続を実行するというものである。かかるスキームは、上場会社の非公開化の手法として一般的に採用されている方法であり、本公開買付価格に不満のある対象者株主は、裁判所に対する株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。

さらに、本スクイズアウト手続は本公開買付け終了後速やかに行われる旨、及び、本スクイズアウト手続の際に一般株主に対して交付される金銭は本公開買付価格と同一の価格とすることが予定されている旨が開示される予定である。

また、本公開買付けの対価である金銭は、価値変動リスクが低く、かつ、流動性が高いことに加えて、株主の応募判断に当たっても評価が比較的容易であるため、株主保護の観点から妥当なものであると評価することができる。

以上からすると、本取引の実施方法及び対価は、対象者の一般株主にとって不利益でないと認められる。

iii. 本取引の手続(本件パートナー候補の選定プロセスを含みます。)の公正性について

公正M&A指針に基づき、(i)公正M&A指針で特別委員会が果たすべきとされる役割を担う本特別委員会を設置していること、(ii)対象者において外部専門家からの専門的助言等を取得していること、(iii)他の買付者からの買付機会を確保するための措置が講じられていること、(iv)対象者が本公開買付けに対する意見を表明するプレスリリースにおいて、一般株主による取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料を含む十分な開示が行われる予定であり、一般株主へ十分な情報提供が行われていると認められること、及び(v)本取引については、対象者一般株主に対する強圧性を排除するための対応が行われていると認められることからすると、本取引では、(a)取引条件の形成過程において独立当事者間で企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況の確保という視点、及び(b)一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点(公正 M&A 指針 2.4 参照)のいずれの面から見ても、本取引にとって必要かつ十分な内容での公正性担保措置が採用されており、また、それらの公正性担保措置が、実際に実効性をもって運用されていると認められる。

したがって、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には、公正性が認められる。

iv. i ~ iiiを踏まえ、本取引が対象者一般株主にとって不利益でないか否かについて

本取引の目的には正当性及び合理性があると認められ、本取引は対象者の企業価値向上に資するものである上、本公開買付けを含む本取引全体について、対象者の一般株主からみて、本公開買付け価格その他の取引条件の妥当性が確保されており、かつ、公正な手続を通じて対象者の一般株主の利益への十分な配慮がされていると認められる。

したがって、本取引は、対象者の一般株主にとって不利益でないと認められる。

v. 本取引が対象者株式、本新株予約権及び本米国預託証券に対する公開買付けを伴う場合において、対象者取締役会が、①本公開買付けについて賛同意見を表明すること、②対象者の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けに応募を推奨すること、③本米国預託証券の所有者に対して、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で本公開買付けに応募することを推奨すること、それぞれの是非について

対象者取締役会が、①本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、②対象者の株主に対しては、本公開買付けへ応募することを推奨すること、③本米国預託証券の所有者に対しては、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨すること、④本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行うことは、それぞれ相当であると認められる。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、長島・大野・常松法律事務所から受けた法的助言、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取

引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役(監査等委員である者を含みます。)全員一致(対象者の取締役9名の全員一致)で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨し、本米国預託証券の所有者の皆様に対し、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

⑥ 本件プロセスの実施

対象者プレスリリースによれば、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(イ)検討・交渉の経緯」に記載のとおり、対象者は2024年2月29日より、本件パートナー候補3社を対象として本第一次プロセスを実施し、その後、本件パートナー候補のうち公開買付者を含む2社に同年7月下旬から同年9月中旬までデュー・ディリジェンスの機会を付与した上で、当該2社のうち、公開買付者のみから法的拘束力のある最終提案書を受領したため、対象者は、公開買付者との間で、本取引の実施に向けた最終交渉を行うこととしたとのことです。その後、対象者及び公開買付者は継続的に交渉を重ね、公開買付者からは最終的に本公開買付け価格を4,500円、本新株予約権買付け価格を1円とする提案を受けたとのことです。なお、本第一次プロセスで受領したものを含めて、公開買付者が提示した提案と比べて、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様にとって有利な条件を提示する候補先は存在しなかったとのことです。以上のとおり、対象者は、本件プロセスを実施し、複数の本件パートナー候補から、対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保したとのことです。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付け期間を比較的長期に設定することで、対象者の株主の皆様に対する応募について適切な判断機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

さらに、対象者プレスリリースによれば、上記「⑥ 本件プロセスの実施」に記載のとおり、対象者は、本件プロセスの実施を通じて、公開買付者を含む複数の本件パートナー候補に提案の機会を与えたうえで、公開買付者との間で本取引を実行することを決定しており、本取引は、公開買付者以外の者による対象者株式及び本新株予約権に対する買付け等その他の取引機会が積極的に設けられた上で、実施されるに至ったものといえるとのことです。

したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は十分に確保されたものと考えております。

⑧ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する

る事項)」に記載のとおり、本スクイズアウト手続において、公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該各株主の皆様(対象者を除きます。)に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しています。また、上記「⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置」に記載のとおり、公開買付者は公開買付期間を 30 営業日としており、公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しています。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的の一環として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。また、対象者は、本経営統合・公開買付契約において、公開買付期間の満了後本スクイズアウト手続の効力発生日までに、本新株予約権者からの本新株予約権の取得及び消却、又は各本新株予約権者による本新株予約権の放棄の推奨その他の方法により、本新株予約権に関して本取引の実行に合理的に必要なとなる手続が完了するよう、商業上合理的な範囲で努力することを合意しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%以上となり、会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式 1 株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。この場合、公開買付者は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式 1 株当たりの対価として、当該各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第 179 条の 2 第 1 項各号の事項について通知を受けた場合には、取締役会において、株式売渡請求を承認する予定とのことです。

なお、株式売渡請求の対象となる対象者株式には、本米国預託証券に表章され、本預託銀行が保有する対象者株式も含まれていますので、上記の承認がなされた場合には、本預託銀行に対しては、本公開買付価格に当該対象者株式の数を乗じた金額に相当する金銭が交付される予定です。この場合、本米国預託証券届出書によれば、本預託銀行は、本米国預託証券に記載の条項に基づき本米国預託証券を解除の上、本米国預託証券の各保有者に対して、その保有する本米国預託証券が表章する本米国預託株式の数に応じて、本預託銀行が交付を受けた金銭を米ドルに換算(1 セント未満を四捨五入)した金額から本預託銀行の手数料及び税金等を控除した金額の金銭を交付することができます。

株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第 179 条の 8 その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本米国預託証券の保有者が価格決定申立てを行おうとする場合には、その保有する本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、本預託銀行に預託されている対象者株式の交付を受けた上で、会社法第 179 条の8その他関係法令の定めに従い価格決定申立てを行う必要があります。

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定であり、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025 年2月下旬を予定しています。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定のことです。

株式併合の対象となる対象者株式には、本米国預託証券に表章され、本預託銀行が保有する対象者株式も含まれていますので、上記の決定がなされた場合には、本預託銀行が株式併合後に保有する対象者株式の数も1株に満たない端数となる予定です。この場合、本米国預託証券届出書によれば、本預託銀行は、本米国預託証券に記載の条項に基づき本米国預託証券を解除の上、本米国預託証券の各保有者に対して、その保有する本米国預託証券が表章する本米国預託株式の数に応じて、本預託銀行が交付を受けた金銭を米ドルに換算(1セント未満を四捨五入)した金額から本預託銀行の手数料及び税金等を控除した金額の金銭を交付することができます。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の4及び第 182 条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様(対象者を除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様(対象者を除きます。)は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。本米国預託証券の保有者が株式買取請求及び価格決定申立てを行おうとする場合には、その保有する本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、本預託銀行

に預託されている対象者株式の交付を受けた上で、会社法第 182 条の4及び第 182 条の5その他の関係法令の定めに従い株式買取請求及び価格決定申立てを行う必要があります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

上記の株式売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。その場合、本米国預託証券に表章され、本預託銀行が保有する対象者株式に関して本預託銀行に対して交付される金銭の額も同様となり、本米国預託証券の保有者に対しては、その保有する本米国預託証券の数に応じて、本預託銀行より、預託契約に従い、本預託銀行が交付を受けた金銭を米ドルに換算(1セント未満を四捨五入)した金額から本預託銀行の手数料及び税金等を控除した金額の金銭が交付される予定です。

なお、譲渡制限付株式報酬として対象者の役員に付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)については、対象者の取締役及び執行役員との間の本譲渡制限付株式に係る割当契約書において、会社法第 180 条第2項第2号に定める株式併合の効力発生日又は会社法第 179 条の2第1項第5号に規定する特別支配株主が対象者株式を取得する日(以下「スクイズアウト効力発生日」といいます。)が譲渡制限期間中に到来する場合には、対象者は、スクイズアウト効力発生日の前営業日の直前時において、本譲渡制限付株式の全部を無償で取得するとされており、また、対象者の従業員に付与された本譲渡制限付株式については、本日現在、既に譲渡制限期間が満了しており、本公開買付けへの応募が可能であるため、本公開買付けに応募されなかったものについて株式売渡請求又は株式併合の対象とする予定です。

③ 本新株予約権の取得及び消却

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されずに残存した場合には、本新株予約権の取得及び消却、又は本新株予約権者による本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを対象者に要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向とのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と対象者が協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

なお、上場廃止を目的とする理由及び少数株主の皆様への影響及びそれに対する考え方につきましては、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりです。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者及び対象者は、本日付で、本取引に関して、本取引の実施に向けた対象者と公開買付者の協力に関する事項及び経営統合に関する事項を定めた本経営統合・公開買付契約を締結いたしました。本経営統合・公開買付契約の概要は、以下のとおりです。

- (a) 対象者は、本経営統合・公開買付契約締結日において、本公開買付けに賛同し、対象者の全ての株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見(以下「本賛同意見」といいます。)を表明し、公表することとされておりす。
- (b) 対象者は、本経営統合・公開買付契約締結日以降、公開買付期間が満了するまでの間、①公開買付者の事前の書面による承諾なく、本賛同意見に関する決議の変更又は撤回を行わないこと、②但し、(i)(x)第三者により対象者株式及び本新株予約権の全てを取得する旨の公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が公表若しくは開始され、又は(y)第三者から対象者株式及び本新株予約権の全てを取得する旨の公開買付けに係る実現可能性のある真摯な提案(以下「対抗提案」といいます。)を受領した場合であって、(ii)対抗公開買付け又は対抗提案における対象者株式の公開買付価格が、本公開買付価格を上回る金額であり、(iii)外部弁護士の助言を踏まえ、本賛同意見に関する決議後の状況に応じて必要な範囲で本賛同意見に関する決議の変更又は撤回を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務違反を惹起する可能性が高いと対象者の取締役会が合理的に判断する場合、対象者は、公開買付者が本公開買付価格に関する再提案を行う機会を合理的な範囲で確保できるよう、公開買付者に対して、当該判断後実務上可能な限り速やかに通知するものとし、当該通知が行われた日から5営業日以内に、公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付け又は対抗提案における対象者株式の公開買付価格より高い価格に変更する旨の再提案を行わない場合、対象者は、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、本賛同意見に関する決議の変更又は撤回を行うことができることが定められております。
- (c) 対象者は、本経営統合・公開買付契約締結日から本スクイーズアウト手続の完了日までの間、自ら又はその子会社をして、①(i)本経営統合・公開買付契約の明示的な定めに従い行われるもの、(ii)公開買付者の事前の承諾を得た事項、及び、(iii)本経営統合・公開買付契約締結日以前にその実施について公開買付者又はそのアドバイザー等に対して開示された事項を除き、通常の業務の範囲内で業務を遂行し、また遂行させる義務、並びに、②(i)本経営統合・公開買付契約の明示的な定めに従い行われるもの、(ii)通常の業務の範囲内で行われるもの、(iii)対象者が公開買付者に提示した事業計画に含まれるもの、及び、(iv)公開買付者の投資判断への影響が軽微であると客観的かつ合理的に認められるものを除き、金銭の支出を行わず、かつ行わせない義務を負っております。
- (d) 対象者は、対象者グループが締結している契約等のうち、①本公開買付けの完了について相手方からの承諾の取得が必要となる重要な契約等について、本公開買付けに係る決済開始日までに、当該承諾を取得するよう商業上合理的な範囲で最大限の努力をし、また、②本公開買付けの完了について相手方への事前通知が必要となるものについて、本公開買付けに係る決済開始日までに、当該事前通知を行う義務を負っております。
- (e) ①両当事者は、本公開買付けに係る決済完了後(両当事者の合併後も含みます。以下同じです。)も両当事者の現在の経営理念・文化を相互に尊重し、本スクイーズアウト手続の効力発生後に両当事者が合併により統合新会社となる場合には、対等の精神のもと、両当事者にて誠実に検討・協議の上、新たな経営理念・パーパスを策定すること、②両当事者は、本取引の実行後速やかに、システムインテグレーション市場及びネットワークインテグレーション市場において両当事者が一体となった継続的な成長を目指し、両当事者のインフラ事業の統合・一体運営及びシナジーの効果発揮に向けた取り組みの実施に向けて協力するものとし、具体的には、両当事者の社長を総責任者とし、両当事者からそれぞれ責任者を選任し、両当事者横断の「合同推進タスクチーム」(テーマごとに分科会を設置)を公開買付者の経営会議及び対象者の経営委員会の傘下に設置し、本取引の実行後の両当事者のシナジー最大化に向けた戦略立案・連携(インフラ領域事業の統合サービスメニュー構築、重複プロダクト及び機能の整理、クロスセル等)

を行うための協議を推進していくものとし、また、両当事者の統合・融合の促進及び連携の強化・推進を目的として、本取引の実行後、公開買付者の経営会議への対象者の社長及び最高執行責任者の参画を実施、並びに本取引の実行後、対象者の経営委員会への公開買付者の役員3名までの参画を実施すること、③両当事者は、本取引の実行後、速やかに、2026年4月を合併期日とする両当事者の合併に関する検討を、両当事者の経営陣において開始すること、④本公開買付けに係る決済完了後の対象者の商号については、対象者が公開買付者の子会社である間は、現行の商号を維持することとし、両当事者の経営陣の検討・協議の結果、両当事者が両当事者を合併させることが適当と判断した場合の合併後の統合新会社の商号については、「SCSKネットワン株式会社」(仮称・案)又は将来的に目指したい姿にふさわしい新商号を、両当事者にて誠実に検討・協議し、合意をもって決定すること、⑤本公開買付けに係る決済完了後の対象者経営陣並びにその他の取締役及び執行役員の構成・処遇については、両当事者の合併が実行されるまでの間は、対象者が提案を行い、かかる提案に基づき両当事者の経営陣で誠実に協議のうえ、公開買付者が対象者経営陣の意向も尊重した上で最終的に決定するものとし、また、両当事者が合併することとなった場合には、対等の精神のもと、統合新会社の取締役及び執行役員の構成を含む統合新会社の経営体制について、両当事者の経営陣にて誠実に検討・協議するものとし、また、統合新会社の代表取締役については、両当事者がそれぞれ1名ずつ指名する方向で検討すること、⑥公開買付者は、本公開買付けに係る決済完了後、対象者と事前に誠実に協議のうえ、対象者取締役を1名指名することができ、対象者は、公開買付者が指名する者の対象者取締役選任につき、必要な手続を履践すること、⑦公開買付者は、2025年6月開催予定の公開買付者の定時株主総会以降に対象者が指名する者を公開買付者の取締役及び代表取締役として選任又は選定することにつき、対象者と誠実に協議のうえ、誠実に検討し、また、公開買付者は、対象者が指定する者が公開買付者の取締役及び代表取締役として選任又は選定されるまでの間、対象者が別途指定する者が公開買付者の取締役会その他の重要な会議体にオブザーバーとして出席することを認めること、⑧公開買付者は、本公開買付けに係る決済完了後も、対象者の本店所在地を維持させる(但し、両当事者が合併した場合には、合併後の統合新会社の本店所在地について、両当事者にて誠実に協議・検討し、合意をもって決定すること、⑨両当事者は、対象者の事業運営及び事業戦略について、本公開買付けに係る決済完了後も対象者の既存の取り組みを最大限尊重するものとし、本公開買付けに係る決済完了後の対象者の事業運営及び事業戦略についての既存の取り組みの変更について公開買付者が要請した場合には、かかる変更について、両当事者の対等の精神に基づき、両当事者にて誠実に協議・検討することが定められております。

- (f) ①公開買付者は、対象者グループをして、本公開買付けに係る決済開始日に対象者グループに在籍する従業員について、当該決済開始後3年間は、当該決済開始日における労働条件を総合的に勘案して実質的に下回らない労働条件にて雇用を原則として維持すること、②公開買付者は、本公開買付けに係る決済完了後においても、対象者グループにおける従業員のワークライフバランスの実現に向けた既存の取り組み、在宅勤務の活用やフレックス勤務・タイムセレクト勤務・変形労働勤務等の勤務形態を通じた従業員による柔軟なワークスタイル、並びに、対象者グループにおける従業員に対する従前の人事考課の実績及びその評価方法について、最大限尊重するものとし、当該決済完了後において、公開買付者がこれらの変更を希望する場合には、両当事者にて誠実に協議・検討すること、③両当事者は、両当事者が合併することとなった場合には、統合した新会社の人材登用に関し、対等の精神に基づき、出身母体にかかわらず優秀な人材を要職ポジションに登用すること、④両当事者は、両当事者間の合併による雇用条件の統一について、両当事者それぞれを出身母体とする者から構成される検討チームを立ち上げたうえで、誠実に協議のうえ検討することとし、両当事者は、当該検討にあたり、両当事者のそれぞれの雇用条件を最大限尊重し、統一後の雇用条件が双方の従業員にとってより好ましいものになるよう商業上合理的な範囲で最大限努力することが定められております。
- (g) 本経営統合・公開買付契約において、対象者は、一定の事項に関する表明及び保証(注)を行っており、対象者の当該表明及び保証の違反があった場合には、公開買付者は、相当因果関係の範囲内において、損害等の補償を請求できることが定められております。

(注) 本経営統合・公開買付契約において、対象者は、大要、①設立、存続及び権限の有

効性、②本経営統合・公開買付契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力、③本経営統合・公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、④本経営統合・公開買付契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、⑤本経営統合・公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑥反社会的勢力との取引・関与の不存在、⑦倒産手続等の不存在、⑧2024年3月期の有価証券報告書の正確性、⑨公開買付者に対する情報開示の真実性、正確性等について、表明及び保証を行っております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	ネットワンシステムズ株式会社	
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史	
④ 事業内容	世界の最先端技術を取り入れた情報インフラ構築とそれらに関連したサービスの提供 戦略的な ICT 利活用を実現するノウハウの提供	
⑤ 資 本 金	12,279 百万円(2024年9月30日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	1988年2月1日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2024年3月31日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16.93%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13.71%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	4.33%
	CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2.37%
	明治安田生命保険相互会社	1.82%
	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.36%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.34%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.33%
	GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.28%
	THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.27%

⑧ 公開買付者と対象者の関係	
資 本 関 係	公開買付者と対象者との間には資本関係はありません。
人 的 関 係	公開買付者と対象者との間には人的関係はありません。
取 引 関 係	公開買付者は対象者との間で、ICT製品に関する取引関係がありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者の関連当事者に該当しません。

(注)「⑦大株主及び持株比率(2024年3月31日現在)」は、対象者が2024年6月27日に提出した第37期有価証券報告書に記載された「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	2024年11月6日(水曜日)
公開買付開始公告日	2024年11月7日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2024年11月7日(木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2024年11月7日(木曜日)から2024年12月18日(水曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金4,500円

② 新株予約権

(ア) 2012年6月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2012年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2012年7月3日から2042年7月2日まで)1個につき、金1円

(イ) 2013年6月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2013年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2013年7月2日から2043年7月1日まで)1個につき、金1円

(ウ) 2014年6月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2014年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2014年7月4日から2044年7月3日まで)1個につき、金1円

(エ) 2015年6月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2015年度新株予約権」といいます。)(行使期間は2015年7月3日から2045年7月2日まで)1個につき、金1円

(オ) 2016年6月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下

「2016年度新株予約権」といいます。) (行使期間は2016年7月5日から2046年7月4日まで) 1個につき、金1円

(カ) 2017年6月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2017年度新株予約権」といいます。) (行使期間は2017年7月4日から2047年7月3日まで) 1個につき、金1円

(キ) 2018年6月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2018年度新株予約権」といいます。) (行使期間は2018年7月3日から2048年7月2日まで) 1個につき、金1円

(ク) 2019年6月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2019年度新株予約権」といいます。) (行使期間は2019年7月2日から2049年7月1日まで) 1個につき、金1円

(ケ) 2020年6月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2020年度新株予約権」といいます。) (行使期間は2020年7月2日から2050年7月1日まで) 1個につき、金1円

(コ) 2021年6月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「2021年度新株予約権」といいます。) (行使期間は2021年7月13日から2051年7月12日まで) 1個につき、金1円

なお、2012年度新株予約権、2013年度新株予約権、2014年度新株予約権、2015年度新株予約権、2016年度新株予約権、2017年度新株予約権、2018年度新株予約権、2019年度新株予約権、2020年度新株予約権及び2021年度新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。

③ 株券等預託証券

Deutsche Bank Trust Company Americas及びCitibank, N.A. (以下「本預託銀行」と総称します。)により米国で発行されている対象者株式に係る米国預託証券(以下「本米国預託証券」といいます。) 1株につき、金4,500円

(注) Deutsche Bank Trust Company Americasが2008年10月10日付及び2017年9月29日付で、Citibank, N.A.が2015年9月16日付で、米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書(Form F-6EF)又は訂正届出書(Form F-6 POS) (以下「本米国預託証券届出書」と総称します。)によれば、対象者株式については、本米国預託証券が発行されていますが、対象者によれば、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得の対象とすることから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めております。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うにあたり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受付を行い、本米国預託証券自体の応募の受付は行わず、本米国預託証券が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式(以下「本米国預

託株式」といいます。)に係る対象者株式の応募の受付けを行うことにいたします。したがって、本公開買付けへの応募を希望する本米国預託証券の所有者の皆様においては、事前に、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、ご応募ください(下記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の「①公開買付代理人」も併せてご参照ください。)。なお、公開買付者は、米国居住者が所有する対象者株式、本新株予約権及び本米国預託証券を対象とする米国における公開買付けは実施いたしません。

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである大和証券に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、大和証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

大和証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法及び対象者の業績の内容や予想等を勘案したDCF法を算定方法として用いて、対象者株式の株式価値を算定し、公開買付者は、大和証券から2024年11月5日付で本株式価値算定書(大和証券)を取得しております。なお、公開買付者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置を踏まえて、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えているため、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本株式価値算定書(大和証券)によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	:3,166円から3,574円
類似会社比較法	:3,185円から4,267円
DCF法	:3,818円から5,046円

市場株価法では、2024年11月5日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日の終値3,574円、直近1ヶ月間(2024年10月7日から2024年11月5日まで)の終値の単純平均値3,545円、直近3ヶ月間(2024年8月6日から2024年11月5日まで)の終値の単純平均値3,444円及び直近6ヶ月間(2024年5月7日から2024年11月5日まで)の終値の単純平均値3,166円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を3,166円から3,574円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と類似性があると判断される類似上場会社として、日鉄ソリューションズ株式会社、TIS株式会社、株式会社インターネットイニシアティブ、BIPROGY株式会社、株式会社DTS及び公開買付者を選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率及び時価総額に対する純利益の倍率(PER)を用いて算定を行い、対象者株式の1株当たり価値の範囲を3,185円から4,267円までと算定しております。

DCF法では、本事業計画に基づく収益予測や投資計画、公開買付者において2024年7月下旬から9月上旬までに実施した対象者に対するデュー・デiligenceの結果、本取引の実行により実現することができるシナジー効果、一般に公開された情報等の諸要素を基に、公開買

付者において調整を行った2025年3月期から2027年3月期までの対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が2025年3月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を3,818円から5,046円までと算定しております。大和証券がDCF法による分析に用いた本事業計画には大幅な増減益を見込んでいない事業年度は含まれておりません。また、本事業計画は、対象者が本事業計画を作成した時点において買付候補者及び取引のスキームが未定であったことから、本公開買付けの実行を前提として作成されたものではありません。

公開買付者は、2024年11月5日付で大和証券から取得した本株式価値算定書(大和証券)の算定結果において市場株価法や類似会社比較法の算定結果の上限を上回り、DCF法の算定結果のレンジ範囲内であったこと、公開買付者において2024年7月下旬から2024年9月上旬まで実施した対象者に対するデュール・デリジエンスの結果、本取引がもたらすメリット、過去の発行者以外の者による完全子会社化を目的とした株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の動向、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に2024年11月6日付の取締役会決議によって、本公開買付け価格を1株当たり4,500円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である4,500円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年11月5日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値3,574円に対して25.91%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間(2024年10月7日から2024年11月5日まで)の終値単純平均値3,545円に対して26.94%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間(2024年8月6日から2024年11月5日まで)の終値単純平均値3,444円に対して30.66%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間(2024年5月7日から2024年11月5日まで)の終値単純平均値3,166円に対して42.14%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

(ii) 本新株予約権

本新株予約権は、新株予約権者の退職又は死亡がその行使条件として定められており、仮に公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使することができないこと等を考慮し、公開買付者は、本新株予約権買付け価格についてはいずれも1円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付け価格を決定したことから、第三者算定機関から算定書や意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(iii) 本米国預託証券

本米国預託証券については、本預託銀行に預託された対象者株式に関して発行されたものであり、本米国預託証券1個は対象者株式1株に相当するものであることを前提として、本公開買付けにおいては、本米国預託証券自体の応募の受け付けは行わず、本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受け付けを行うこととしていることに鑑み、本米国預託証券の買付け等の価格は、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡すことにより交付を受けることとなる対象者株式について、当該対象者株式1株当たりの買付け等の価格を、本公開買付け価格と同額である4,500円と設定しております。

② 算定の経緯

(本公開買付け価格の決定に至る経緯)

本公開買付け価格の決定に至る経緯については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等の本公開買付けの公正性を担保するための措置)

本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3)本公開買付

価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
79,440,893 (株)	52,960,600 (株)	一株

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(52,960,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(52,960,600株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である79,440,893株を記載しております。当該最大数は、①対象者第2四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数(80,308,700株)に、②本日現在残存する本新株予約権の数の合計である846個の目的となる対象者株式の数(84,600株)を加え、③対象者第2四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(952,407株)を控除した株式数(79,440,893株)になります。
- (注3) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	794,408 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数 (2024年3月31日現在)	792,716 個	

- (注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)」は、対象者が2024年6月27日に提出した2024年3月期有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は交付される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数(794,408個)を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数

点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 357,484,018,500 円

(注)「買付代金」は、本公開買付けの買付予定数(79,440,893 株)に、1株当たりの本公開買付価格(4,500 円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 【決済の開始日】

2024年12月25日(水曜日)

③ 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 【株券等の返還方法】

下記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(52,960,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(52,960,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、

当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第1項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約を解除する場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④ 【株券等の返還方法】」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の6第1項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容及び、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第 27 条の8第 11 項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第 30 条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2024年11月7日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

(ア) 本公開買付けへの賛同表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に応募を推奨することの決議をしたとのことです。

なお、対象者の意思決定過程の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含みます。)の承認」をご参照ください。

(イ) 本経営統合・公開買付契約

公開買付者と対象者は、本日付で、本経営統合・公開買付契約を締結しております。本経営統合・公開買付契約の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

④ 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「2025年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、本日付で対象者第2四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象

者第2四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況(連結)

会計期間	2025年3月期 (中間会計期間)
売上高	100,657百万円
売上原価	74,583百万円
販売費及び一般管理費	17,113百万円
営業外収益	281百万円
営業外費用	429百万円
中間純利益	6,402百万円

(ii) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2025年3月期 (中間会計期間)
1株当たり中間純利益	80.73円
1株当たり配当額	43.00円

② 「2025年3月期の期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、2024年8月6日付「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」にて公表した、2025年3月期の配当予想を修正し、2025年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者の本日付2025年3月期の期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。

II 資金の借入れについて

1. 借入れの理由

公開買付者は、本取引に要する資金に充当するため、株式会社三井住友銀行から、必要な資金の借入れ(以下「本借入れ」といいます。)を行うことを決定いたしました。

2. 本借入れの概要(予定)

(1)借入先	株式会社三井住友銀行
(2)借入金額	2,735億円(上限)
(3)借入金利	全銀協日本円TIBORに基づく変動金利
(4)借入実行日	本公開買付けの決済開始日の前営業日
(5)返済期限	借入実行日の12ヶ月後の応当日
(6)担保等の有無	無担保

(注)本借入れの詳細については、株式会社三井住友銀行と別途協議の上、本借入れに係る融資契約において定められる予定です。

3. 今後の見通し

本公開買付け及び本借入れの今後の影響については現在精査中であり、今後、開示すべき事項が

生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれる全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された会社であり、それらの役員の一部又は全部は米国居住者ではないこと等から、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連者(affiliate)をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、将来に関する記述が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が、かかる将来に関する記述において明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、かかる将来に関する記述において明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類における将来に関する記述は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報をもとに作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その

記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連者を含みます。)が、それらの通常の業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、自己及び顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に、本公開買付けによらず対象者の普通株式を買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。